

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

( 2 月 25 日 )  
( 第 4 号 )



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 4 号

○平成26年2月25日（火曜日）

---

### 議事日程（第4号）

平成26年2月25日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 議案第1号、議案第2号及び議案第20号  
〔委員長報告、採決〕
- 第3 請願の件  
〔採決〕
- 第4 意見書案第1号  
〔採決〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号、議案第2号及び議案第20号
- 日程第3 請願の件
- 日程第4 意見書案第1号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

- |   |   |     |     |
|---|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 下 野 | 幸 助 |
| 2 | 番 | 田 中 | 智 也 |

3	番	藤	根	正	典
4	番	小	島	智	子
5	番	彦	坂	公	之
6	番	栗	野	仁	博
7	番	石	田	成	生
8	番	大	久保	孝	栄
9	番	東			豊
10	番	中	西		勇
11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣	一郎
19	番	小	野	欽	市
20	番	村	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三	千宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之

31	番	舘	直 人
32	番	服 部	富 男
33	番	津 田	健 児
34	番	中 嶋	年 規
35	番	青 木	謙 順
36	番	中 森	博 文
37	番	前 野	和 美
38	番	水 谷	隆
39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦

書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	加 藤 元
書 記 (議事課主査)	藤 堂 恵 生

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳

教育委員会委員長  
教 育 長

岩 崎 恭 典  
山 口 千代己

公安委員会委員長  
警 察 本 部 長

西 本 健 郎  
高 須 一 弘

代表監査委員  
監査委員事務局長

福 井 信 行  
小 林 源太郎

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

飯 田 俊 司  
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

高 木 久 代

労働委員会事務局長

前 畷 卓 弥

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。  
以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
1	平成25年度三重県一般会計補正予算（第7号）
2	平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
20	三重県農地中間管理事業等推進基金条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年2月21日

三重県議会議長 山本 勝 様

予算決算常任委員長 貝増 吉郎

請願審査結果報告書

(新規分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請44	TPP（環太平洋連携協定）交渉について	三重県津市栄町一丁目960番地 三重県農業協同組合中央会 会長 奥野 長衛	藤根 正典 大久保 孝栄 小野 欽市 今井 智広 稲垣 昭義 服部 富男 中 森 博文	採択



意見書案第1号

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に関する意見書案  
上記提出する。

平成26年2月21日

提 出 者

戦略企画雇用経済常任委員長 藤田 宜三

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に関する意見書案

政府は、昨年3月にTPP参加を表明して以降、各国との隔たりがある市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの分野において、幾度となく協議を行っている状況である。

TPP交渉では、今後も極めて厳しい交渉が続くこととなるが、妥結を急いで容易に譲歩するべきではなく、農林水産物の関税、食の安全・安心など、国益や聖域を守るとした衆参両院における農林水産委員会の決議を重く受け止めた現在の交渉姿勢を堅持していく必要がある。

また、TPP交渉は、関連産業のみならず、国民の暮らしや命に直結する重大な問題であることから、状況の進展に応じて、国民への十分な情報開示を行うとともに、幅広い国民的議論を行っていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、TPP交渉を進めるにあたり、下記の事項について適切に対応するよう強く要望する。

記

- 1 TPP交渉において、国益・聖域を守るとした「衆参両院における農林水産委員会の決議」の実現を図ること。
- 2 TPP交渉に関して、情報を十分に開示するとともに、国民的議論を行いつつ、合意を得ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 勝

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、  
経済産業大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

---

## 質 問

○議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。39番 日沖正信議員。

〔39番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○39番（日沖正信） 改めて、おはようございます。今回の一般質問のトップ  
バッターを預かりました、新政みえ、いなべ市・員弁郡選出の日沖正信で  
ございます。どうぞよろしく願いをいたします。

奇遇にも今回の一般質問では、この次に、同じ選挙区のいなべ市・員弁郡  
の水谷隆議員も質問をしていただくことになっております。図ったわけでは  
ございませんけれども、ぜひ今日は、いなべの日、いなべデーと呼ばせてい  
ただきたいというふうに思いますし。

〔「しっかりせえよ」と呼ぶ者あり〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

ぜひいなべの薫りというものも感じていただくことができればなというふ  
うに思いながら質問に入っていきたいと思っておりますけれども、冬季ソチオリン  
ピックが17日の日程を終えまして、閉幕いたしました。本当に今回も多くの  
感動と勇気を私たちにももたらしてくれまして、またスポーツというものは  
素晴らしいものだなというふうに思わせていただいたところでございます。  
また、3月7日からはパラリンピックが始まりますけれども、日本勢の活躍、  
改めて楽しみにさせていただきたいと思っております。

しかしながら、地元を目を向けてみますと、2月14日の大雪がございま  
した。県内の中勢及び伊賀地域に、4億4000万円という調査の数字が昨日出さ

れておりましたけれども、甚大な農業への被害がございました。実は、三重県で最も雪国だと言われている私どものいなべが、本当に今年は雪がないんです。そういう状況でございますのに、県内の中南勢、また伊賀のほうでこういう深刻な雪の被害が起こっているというのは、本当に不思議な思いがいたしますけれども、これも異常気象のあらわれなんでしょうか。本当に、被災された方々に改めて心からお見舞いを申し上げますと同時に、ぜひ県のほうからも、支援への取組が示されておりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

今回の私の質問は、少子化対策について、そして、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく取組について、そして、三つ目は土曜日の授業を推進することについて、そして、時間の都合にもよりますけれども、時間の残りを見ながらですけれども、東海環状自動車道の全線開通を見据えた取組についてということで、四つ通告させていただいてございますので、ただいまから質問に入らせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず、少子化対策についてでございますけれども、知事は平成26年度三重県経営方針案におきまして、「少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会問題である。平成2年の『1.57ショック』を契機に、国は検討を始め、現在の少子化対策に至っているが、我が国の少子化に歯どめがかかることなく20年以上の年月が経過した。今、抜本的な対策の強化を行わなければ手遅れになってしまうとの危機感がある。」との少子化問題に対する捉え方、考え方を示されまして、県民の方が結婚や出産、子育てに希望を持てる三重県を目指して、少子化対策を平成26年度の重点テーマとして位置づけ、取組を推進すると表明されました。

そして、三重県地域少子化対策強化計画を策定されまして、子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージごとに、働き方、機運の醸成も含めたきめ細かな事業を駆使して、少子化問題に対して今までにない姿勢で新年度から取り組むとされておられます。

当然、我々議会もこのことについては大きく関心を持つことになってまい

りますけれども、これまではデリケートに扱われてきた少子化対策に対するこのたびの表明が、にわかに沸き起こったような印象にあることや、また、きめ細かなたくさんの方々の事業がありますけれども、少々懐疑的に捉えられている部分もあったりして、恐らくこの後も多くの議員の方々が一般質問や委員会の場を通して活発に意見を交わされることとっております。私も、今日の質問のまず初めに、新年度から重点的に取り組まれていくことになる少子化対策について聞かせていただきたいというふうに思います。

先に申し上げておきますけれども、私としてもこれまでに何度か少子化の問題を取り上げてきた経緯もありますし、常日ごろから少子化への問題意識を人一倍持っておりますので、これからの三重県の少子化対策については、大いにやっていただきたい、こういう立場でございます。お隣の愛知県や岐阜県では、既に何年も前から少子化対策の必要性を明確にする条例を制定されまして、条例に基づく基本計画を策定し、ライフステージごとに体系的に取り組んでこられており、これに比較しますと三重県は、少子化対策において相当遅れをとっていると言わざるを得ません。確かに三重県も、子育て支援についてはこれまでしっかりと取り組まれてきましたけれども、子ども・思春期、結婚などを含め、ライフステージごとの対応は明確ではありませんでした。

このたびの新たな三重県地域少子化対策強化計画は、他の県と比較してスタートが後になった分、しっかりと、より充実した内容であると当局からお聞きをしております。ぜひ力強く進めていただけるよう期待いたします。

そんな思いのもと、計画に基づいた取組がこれから県民の皆さんに実感していただけるように願い、はばかりながら、私の提言も一部含めつつ、何点か聞かせていただいています。

まずは、一連の事業の中で、みえの出会い支援事業についてであります。

この事業では、情報提供の仕組みづくりや、内面を引き出すための独自のコミュニケーションツールの作成、アドバイザー派遣やコーディネートスキルの向上の研修など、このような事業を行うと説明されておられます。

実は私も出合いのパーティーのお手伝いを何度かさせていただいたことがございまして、参加者の募集の仕方からその場の雰囲気づくり、また、参加者同士がうまくコミュニケーションを図れるための仕掛けなど、やり方についてはいろいろ悩むことがございます。

また、今は様々な団体が関心を持っておられますので、婚活パーティーを検討しているがノウハウをどこへ聞けばいいのかというような問い合わせもいただいたこともございます。

もちろん民間の専門事業者はありますけれども、行政に気軽に相談できたり、また、学ぶ場があったり、そういう環境があれば、地域社会にそういう場づくりがより広がるでしょうし、結婚を望む人の願いがよりかなうような内容の濃い、質の高い出合いの場の提供にもつながっていくのではないかと、いうふうに思っております。私はこの事業はそのような目的の事業と解釈していますけれども、改めて、この事業はどういうところ、どういう対象へ支援を行い、どのような成果を狙っているのかお聞かせください。

そして、次に聞かせていただきますのは、若者の経済的な基盤の問題への対応についてでございます。

県民意識調査をはじめ、様々な調査結果や有識者などの見解で既に明らかのように、若い人たちが結婚できない一つの大きな理由として経済的な基盤の問題があります。

我が国では今、雇用関係で働く人たちの4割近くが不安定な非正規労働者であり、また、年収200万円以下のワーキングプアと言われる人たちが1100万人に迫っているとも言われております。

最近では確かに有効求人倍率は上昇しておりますけれども、その増加分のほとんどは非正規雇用のようでございます。

このたびの少子化対策強化計画においても、若者が結婚し、子育てをするためには経済的な基盤が重要であり、安定的な雇用、正規雇用に向けた環境づくりが求められているというふうに課題提起も明確にされておりますように、少子化の問題を克服していくためには、不安定、低賃金の厳しい労働環

境のもとで結婚や家庭を持つことにちゅうちょしてしまうような若者への対応は不可欠であります。しかしながら、このたびの計画におきましては、このような経済基盤にかかわる雇用環境への対策が、なかなか事業の中に反映できていないように感じさせていただいております。

この問題に向き合う事業としては、例えば就職を勝ち取る若者人材育成事業があるかと思えますけれども、インターンシップなどを通じて未就職者や非正規雇用の若者を正規雇用などの安定した環境に導けるのは、恐らくごく一部としか思えませんし、依然、安定した職を勝ち取るということができない者はどうすればいいのでしょうか。

現代のグローバル経済の中で企業が勝ち残っていくため、人件費の抑制を含めた効率性の際限のない探求が続き、働く若い人たちの多くが使い捨てにも似た不安定な環境のもとで右往左往している状態では、少子化も含めて、国家、国民の明日への希望が失われていくばかりです。労働者の置かれている近年の環境はこれまでの国の労働政策によるところも大きいわけですから、若い人たちが将来へ希望が持てるような労働にかかわる政策を、あらゆる機会を通して、いま一度地方からも国へ求めていっていただくことをまず要望したいというふうに思います。

そして、同時に、現実としては雇用環境の改善が即時にかなうものではありませんから、まずは直面する現状にどう対応していくか、しっかり向き合った対策を検討する必要もあります。

例えば、やむを得ず非正規労働にあるような人たちに対しても、結婚を後押しできるようなライフプランの提案であるとか、また、ライフステージにおけるどこかの部分での有効な支援策が見出せないか、こういうあたりを、方策をさらに検討すべきと考えておりますけれども、御所見をお伺いしたいというふうに思います。

そして、また、次は目標設定と条例化についての考えを確認させていただきたいというふうに思います。

今後、三重県地域少子化対策強化計画に基づき推進される各事業につきま

しては、その進展度、達成度の検証がなされていくことと思いますけれども、少子化対策を総合的に推進されていく上におきましては、三重県の目指すべき到達目標というのは、掲げられるお考えはあるのでしょうか。

ここでパネルを出していただきたいんですけれども、（パネルを示す）参考に持ってきましたが、これ、県で調査していただいたんですけれども、各県が少子化対策の目標をつくっておるところですけれども、目標を設定しておられる県は、大体、合計特殊出生率を目標に掲げておられます。

秋田県などは出生数であったり、大分県は全国トップレベルにというような目標の設定の仕方にされておるようなところもあるんですけれども、他の県ではこういうふうな目標を設定されておるところでございます。やはり、県を挙げて取り組んでいくに当たっては、ともに共有できる目標というものが必要であるというふうに思います。

三重県は何らかの目標をつくられるのかどうか、知事のお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

あわせて、少子化対策に係る条例についてですが、さきにも述べましたように、他の県では少子化対策の推進を位置づけた条例を整備し、条例に基づく基本計画によって少子化対策に取り組まれているところもございますが、三重県では、先に計画ができておるわけですけれども、条例を整備してこれから進める議論はないのか、その辺についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、この問題の最後にもう一つお聞きしますけれども、言うまでもなく少子化対策は、行政、企業、地域社会全てが問題を共有して実践していかなければなりません。そして、本気で取り組むには、誰もがまず身近なところから地道に粘り強く進めていくことが必要であります。

三重県は、企業で言えば大企業であり、若い世代の方々もたくさんおられます。知事は、市町や地域社会に発信するだけでなく、同時に三重県という事業所の代表者として、職員の皆さんの幸福を願いつつ、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み、育てられるように、まず、職

員に対する取組、三重県という職場における取組も進めていただかなければなりません。

今、三重県の代表者として、職員の皆さんに対応した少子化対策、新たに考えておられることがあれば、ぜひこの機会にお示しもいただきたいというふうに思います。

以上、まずよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 私のほうから3点、目標と条例と県庁の取組について答弁させていただきたいと思います。

まず、目標についてでありますけれども、本県におきましては平成26年度、新たに子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と、少子化対策を含む次世代育成支援行動計画等の四つを一体化した計画を策定することとしています。こうした計画を総合的に推進していくために到達目標を定めてはどうかとの御意見ですが、確かにフランスでは合計特殊出生率を政策目標とした上で制度設計を進めてきており、また、国内でも議員から示された自治体の幾つかで合計特殊出生率を少子化対策の目標としており、私としても少子化対策のPDC Aサイクルを回していくためには、何らかの目標設定が必要ではないかと考えています。

一方、合計特殊出生率を目標とすることについては、私が委員として出席した少子化対策危機突破タスクフォースの中でも、数値目標が必要だとする意見に対して、人口学者の方々などを中心に、合計特殊出生率を目標値にすることは、この率が現在の15から49歳の女性の出生率を足し上げたものであるにもかかわらず、個人に対してあなたは目標値に達していないからもっと産みなさいというような意見や誤解が生まれる根底をつくるとの御意見もありました。

今後は、県民の方が結婚や出産、子育てに希望が持てる三重を目指して、計画の策定過程の中で、国の検討状況や様々な関係者等の御意見もいただきながら、数値目標の設定等の必要性も含めて検討していきたいと考えており



ます。

続きまして、条例の関係でありますけれども、少子化対策に関するこれまでの議論は、まず、昨年に少子化対策の課題の整理と取組内容の検討を行いました。その後、計画策定というプロセスで進めることとしてきたところであります。あわせて、計画や条例化に関する全国的な状況などは調査いたしました。条例の関係で申し上げますと、本県では平成23年に三重県子ども条例を施行していますが、現在、子育て支援や少子化対策に関する条例を制定している府県は、今年度中に制定する県も含めると19府県となっています。このうち、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方に関する規定のある少子化対策に関する条例を制定している府県は14府県となります。

こうした条例の制定の意義としては、まず、その過程において議会の審議や県民が参加したオープンな議論が行われ、少子化対策に関する県民の皆さんの意識を高めることができるという点があります。

また、条例の制定により、少子化対策に関する基本姿勢が表明されることとなり、施策が一過性に終わることなく、総合的かつ計画的、継続的に進められることが期待されます。

一方で、条例の制定のみで実効ある施策が展開されるのかという課題もあります。

このため、まずは平成26年度に策定予定の少子化対策を含めた新しい計画づくりを優先させ、その中で、少子化対策の理念や各主体がなすべきことなどを、様々な方の御意見を踏まえて議論を深め、整理していきたいと考えます。その上で、三重県子ども条例との関係もあわせて、少子化対策に関する条例制定の意義等についても研究を進めたいと考えております。

続いて、三重県庁の取組でありますけれども、少子化対策については県庁においても率先して取り組んでいく必要があることから、子どもの出生時等における男性職員の育児関連休暇等の取得や、育児をしやすい環境づくりを推進しています。本年度は、男性の育児休業取得率10%などを新たに各部署長の取組目標として定めるとともに、労使協働により作成した育児参画計画

書等の活用により、所属長・職員間の育児参画に関するコミュニケーションを促進するなど、子育てを支え合う職場づくりについて全庁的な取組としてきたところです。

男性職員の育児休業取得率については、平成23年度の8人、これは7.6%ですけれども、がこれまでの最高でありましたが、こうした取組を進めてきたことによりまして、今年の1月末現在で過去最高の12名となり、例年ベースの対象者数であれば目標としていた10%を超える見込みとなるなどの成果があらわれてきています。

平成26年度においては、これまでの取組に加え、職員が安心して産育休取得及び職場復帰ができるようにするため、まず、所属長は子どもが生まれる予定の職員と、産育休取得前、育休復帰後などの節目に面談を実施することを検討しています。これは、産育休を申し込むとき、とる前、復帰前、復帰後、この4段階ですね。今までだととる前だけだったんですけど、この4段階で節目節目に面談を実施することを検討します。これにより、職員がキャリアをデザインしやすくなるとともに、支え合いの雰囲気づくりに努めます。

また、子育て等を行う職員の仕事と家庭の両立を支援し、応援、サポートし合う職場環境づくりに積極的に取り組んでいる管理職の姿勢を重視して評価していく育ボスの推進を検討しているところです。

加えて、仕事と育児に頑張る職員を応援する風土づくりを推進するため、職員の子どもや孫が職場を見に来る子ども参観を夏休みの時期に実施することについても検討しています。

今後こうした取組を積極的に進めていくことにより、職員の仕事と家庭の両立を応援する職場づくりを目指していきます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、若者の安定的な雇用に対して御答弁申し上げます。

少子化対策として、次代の担い手である若者の安定的な雇用を、行政をはじめ多くの関係者で実現していくことは、議員御指摘のとおり重要なことだ

と認識しております。そのような中、大卒の若者につきましては、約20%は無職または不安定就労となっており、不安定な就業状態から抜け出せずに経済的自立が困難であり、少子化等の社会への影響が懸念されております。

こうした社会情勢を踏まえ国では、非正規雇用者のうち希望する者を正規雇用へ転換する支援や、非正規雇用者を正規雇用として就職するための支援制度を設けておるところでございます。例えば、非正規雇用から正規雇用へ転換を実現した企業に助成するキャリアアップ助成金、非正規雇用者を正規雇用として就職することを促進するため、パートやアルバイト等の非正規雇用者を試行的に雇用するトライアル雇用等の制度を設けておるところでございます。

本県では、安定した雇用の実現に向けた重点的な取組として、みえ県民力ビジョンの働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクトの中で、若者の未就職や不安定な就労状況の解決のため、若年者求職等への支援を行っております。

具体的には、おしごと広場みえを拠点に、三重労働局等と連携し、若年者向けの職業相談、セミナー等を開催し、非正規雇用の若者の安定就労へ支援を行っております。また、津高等技術学校や民間職業訓練機関において、若者の安定的な就労のため、能力開発や実践的な職業訓練に取り組んでおるところです。さらに、在職者向けの訓練や、厚生労働省の補助事業でございませぬ戦略産業雇用創造プロジェクトを活用した産業人材育成等に取り組み、多様な働き方に対応できる各種の能力開発支援について取り組んでおります。

平成26年度におきましては、これらの取組に加え、厚生労働省の地域人づくり事業を活用して、少子化対策として重要な就職支援に有効と考えられる職業訓練と、企業での実地訓練、長期インターンシップでございませぬが、に着目した、就職を勝ち取る若者人材育成事業を実施する予定でございませぬ。

昨年度、新卒未就職者地域人材育成事業を緊急雇用の事業でやらせていただきましたが、60人の新卒未就職者を対象に、25日間の座学と55日間の実地訓練、インターンシップでございませぬが、実施したところ、88%の就職ということで、非常に内定率が高いということで、長期インターンシップについ

ては非常に効果が高いというふうに考えております。

加えて、若年無業者を対象に、県内4カ所の地域若者サポートステーションにおきまして、地域人づくり事業を活用し、就労体験や自立訓練を行う若年無業者就労支援事業を実施することにより、若者の就労支援を行ってまいりたいと考えております。

今後も、三重労働局やハローワークをはじめ、教育機関など様々な機関とも連携して、若者の安定的な雇用の実現に向けた取組を進めていくこととしております。

特に、雇用のミスマッチ解消、そして、大企業だけでなく魅力ある県内中小企業での活躍という意味では、長期インターンシップが有効だと認識しており、その際、高い実習効果を得るために、大学の約7割、企業の約6割が1カ月以上の長期インターンシップを必要としている調査結果もございますので、私どもとしては今後、長期インターンシップを十分企業に浸透していきたいというふうに考えております。

そのことから、中小企業の実施がなかなか浸透しておりませんので、今後、産学官で長期インターンシップの促進に向けた新たな仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

また、若者の使い捨てが疑われる企業に対して昨年9月、厚生労働省が集中的に監督指導を実施したところ、全体の82%の事業場で何らかの労働基準関係法令違反があり、厚生労働省が是正勧告等を行ったところですが、県といたしましても、三重労働局と連携し、働く人が活躍しやすい職場環境づくりの啓発に協力していきたいと考えております。

なお、このような取組を踏まえ、国に対しても地方の実情をしっかりと伝え、必要に応じて国への政策提言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 私のほうからは、みえの出逢い支援事業と、非正規雇用の方へのライフプランの提案についてお答えをさせ

ていただきます。

みえの出逢い支援事業につきましては、県内で結婚への支援に取り組んでいる市町や商工会議所、NPO等に聞きましたところ、参加者を集めるのに苦労しているとか、参加者は地元イベントには参加しにくい、あるいは、結婚に向けては参加者のコミュニケーション力や外見を磨く必要があるなどの意見をいただき、県に期待する支援は情報発信や参加者支援であると声が寄せられております。このようなニーズを受け、県としては、補完的、広域的な機能を発揮し、市町などの事業が効果的に進むよう、みえの出逢い支援事業に取り組むことといたしました。

具体的には、市町や商工会議所などの職員を対象として、コーディネートスキルの向上を目的とした研修会を開催すること、あわせて、個別の課題に対して相談やアドバイスのできる専門的な知識を持ったアドバイザーの派遣を市町や商工会議所に行うこと、また、結婚を望む方のコミュニケーション能力を磨き、会話のきっかけづくりを支援するためのコミュニケーションツールを作成し、普及すること、さらに、みえの出逢いサポートセンター、仮称でございますけれども、これを設置して、市町などが行う結婚支援に関する取組の情報発信を一元化することとしております。

こうしたみえの出逢い支援事業は、県が直接結婚を望む方への支援を行うのではなく、市町等が行う出会い創出等への支援であること、あわせて、決して結婚という価値観を押しつけるものではなく、結婚したい人が最初の一步を踏み出すための、また、アクションを起こしていながら、なかなか希望をかなえることができない人を間接的に支援するための取組と考えております。

今後、市町をはじめとする地域の方々と連携して、県内で広域的に出会いの場が提供され、参加者のコミュニケーションレベルの向上が図られるということの一つの目標と定め、結婚したい人が結婚できる三重づくりを進めていきたいと考えております。

次に、非正規雇用の方へのライフプランの提案でございますけれども、平

成25年度の厚生労働白書によると、非正規で働く30歳から34歳の男性の既婚率は28.5%、正社員の場合は59.3%と大幅に差がございます。若い世代で、年収300万円以下で既婚率が10%に満たないというような現状もございます。

また、結婚相手に望む条件については、女性では経済力を重視する割合が高く、男性においても結婚相手の経済力を考慮する割合が増加しております。

このため、安定した雇用を求める方に対する取組を進めるということは非常に大切だと考えておまして、先ほど雇用経済部長が答弁した部分についてはそのとおりでございますが、一方で、非正規で働く方へのライフプランの提案についてでございますけれども、個人のライフプランに関する考え方は様々でございます。非正規雇用であっても結婚している方や子どもを持っている方もあれば、正規雇用の方であって結婚しない方や子どもを持たない方など様々でございます。

今後、産業界や市町、地域のNPOなどと連携して、様々な働き方やライフスタイルに応じて、結婚や出産、子育てをしたいと希望する方の願いをかなえるためにはどうすればよいのかについて、三重県少子化対策推進県民会議、これも仮称でございますけれども、その場で研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） それぞれ大変丁寧に細かく御答弁をいただきましてありがとうございました。

ぜひ、御答弁いただいたように、方策をもって効果を確かに上げていただきたいと思いますというふうに思います。

いろいろ議論をもう少しさせていただきたかったんですけども、この質問で半分以上の時間が経過してきておりますので、ぜひ今後に期待をさせていただくとして、一つだけ、御答弁の中からもう一度聞かせていただきたいと思いますんですけども、目標設定については新しい計画を優先させて、その後また検討していくようなふうに捉えさせていただきましたけれども、私も

少子化危機突破タスクフォースのやりとりの中で、出生率を設定するのだけはやめてほしいという委員の御意見もあったように伺っておりますし、確かにその辺はデリケートなことだと思いますので、例えば、提案なんですけれども、どこかの県であったように出生数を用いるとか、例えば三重県の次世代を担う人口を維持していくとか、もっとソフトに考えるならば、子を産み、育むことにより、幸福を実感している県民の数とか、いろいろがあると思うんですけれども、ぜひ、やっぱり共有できる、しっかり進めたい目標は設定していただきたいというふうに思っております。

そののところだけ、もう一度簡潔に、何か述べていただけることがありましたらよろしく願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 私も議員御指摘のとおり、やはり施策のPDCAサイクルを回すためには目標設定が必要だと思っておりますので、議員の御指摘の今の御提案も参考に、しっかり検討していきたいと思っております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。ぜひそういう方向でお進みいただきますようによろしく願いたいというふうに思います。

時間が大分過ぎてきております。次の質問に入らせていただいてまいりたいと思います。

二つ目は、三重県中小企業・小規模企業振興条例案に基づく取組についてお聞きしたいというふうに思います。

中小企業、小規模企業は、地域の雇用を支えるのみならず、その多くは地域社会の中で共存し、あらゆる場面で地域社会を支える核としての役割を担っていただいております、ぜひこの条例に基づいた取組によって、中小企業並びに、特に小規模企業の方々に、さらに元気になっていただけたらと我々も願っているところでございます。この条例案については既に議会の常任委員会におかれて特に熱心に議論を重ねていただけてきましたし、県民目線に立った議会側への提言も真摯に織り込んでいただいている経緯もございまして、可決されるべきものと思っておりますけれども、条例が施行されたならば、

我が会派の中村進一議員の代表質問でもあったように、ぜひ実効あるもの、そして、県内の多くの企業にそれを実感していただけるように取り組んでいただかなければなりません。

そのように願いつつ、この条例に基づく取り組み方や考え方について質問をいたします。

まずは、中小企業、小規模企業に対する各種相談体制の充実強化のため、この条例に基づいて設置するとされている各相談窓口についてであります。

条例の趣旨に基づきまして、県は小規模企業に対する支援として、経営不振や担い手不足に直面する小規模企業や、情報を得ることが難しい小規模企業に対する新たな相談窓口を設置し、きめ細かい支援体制を構築していくとのことでありますし、また、中小企業、小規模企業が抱える金融取引の悩みや事業再生に関しての金融相談窓口の充実、そして、創業及び第二創業の促進に関しても相談窓口の新たな設置、さらに、事業承継に関する相談体制も新たに構築するなど、各課題に対応すべく相談体制の強化に取り組む考えを示しておられます。限られた環境の中で、また、専門知識も持ち得にくい中小企業、小規模企業にとっての頼れる存在として、相談窓口が確かな機能を果たしてくださることを期待するものでございます。

そこでお聞きしますけれども、このたび示されている各相談窓口の設置によって相談体制の充実がどのように図られるのか、今でも、金融、経営、創業など、産業支援センターにおいてワンストップサービスでの相談支援に取り組まれているところですが、さらに充実した体制とはどんなものか、例えば地域ごとの体制を構築するという考えなどもあるのか、聞かせていただきたいというふうに思います。

また、条例は4月から施行されることとなりますけれども、施行に合わせた設置並びに業務のスタートができるのか、見通しもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

次に、本条例に沿った施策、事業を展開していく上での関係団体への支援の考え方についてお聞きをしたいとします。本条例に基づいて施策や事業



を遂行していくためには、商工会や商工会議所に、相談や指導業務も含めて、様々な場面で連携協力を求めていることになると思いますけれども、そのほとんどが小規模、零細企業で構成される商工会は、社会情勢の変化のみならず、近年の支援費補助金の激減や相次ぐ商工会の合併による影響で、職員数や運営面など、全体的な規模の減少が顕著に見られるところであり、本条例に沿った役割を担っていただくためには、経営指導員など、マンパワーの再確保も含めた体制充実のための支援が不可欠ではないかというふうに思われます。

ここでパネルをお示しいただきたいんですけれども、（パネルを示す）ちょっと参考にごらんください。これは商工会の小規模事業支援費補助金が減ってきておるといふ表なんですけれども、全国的に減っている率が、これ平成15年と23年の対比の表なんですけれども、三重県は全国で44番目、これぐらい順位としては削減されてきておるといふことでございますし、もう一枚お示しいただけますか、（パネルを示す）これは商工会の正規職員数の変化ということで、平成16年と25年を比較した数字なんですけれども、商工会の全職員、237名が123名に、平成25年では減っていると、こういう現状でございます。経営指導員の数も同様に、85名が44名でございます。参考に、私ども地元の北勢地域のほうもつけさせていただいておりますけれども、こういう実態になっておるといふことでございまして、ぜひ、この条例の趣旨にのっとり、商工会などと連携して取り組んでいくについては、改めて経営指導員のマンパワーの確保も図りながら、もう一度商工会の体力を復活していくとか、つけていくべく、支援は不可欠ではないかというふうに考えております。条例の中でも一部、その経営指導員の指導であるとか必要な財政措置については考えていくというような条文の内容もございますけれども、その辺も兼ねながら、そのところをどう考えておられるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、また、もう一つあわせてなんですけれども、都市部の、特に商工会議所の管内のところでは、小規模企業は7割方が商工会議所には属されて

いないんじゃないかというふうなお話を聞いたりもいたします。やっぱり関係団体を通して、いろんな情報であるとか、また、指導であるとか、媒体になっていただいて行き渡っていくことが多いかと思うんですけれども、その辺、関係団体に所属されない、特に小規模企業の方々かどのように、この条例に係る情報の伝達とか条例にのっとったサービスを享受されていくのかというところを、対応策を改めて聞かせていただきたいというふうに思います。

以上、3点あるんですが、よろしく願いいたします。

○議長（山本 勝） 答弁は簡潔にお願いします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから3点、順次。

まず、相談窓口の設置でございますが、議員御指摘のように、現在、産業支援センターではワンストップ窓口ということで対応しておりますが、少子・高齢化とか国内需要の減少、国際競争の激化など、小規模企業等を取り巻く状況が大きく変化をしております、その抱える課題も複雑化、高度化する中で、既存の相談窓口では必ずしも十分に対応できていない現状があると認識しております。

このため、小規模企業等が抱える多種多様な課題に、相談に対応できる専門家を配置した総合的な相談窓口であるよろず支援拠点を、国の事業を活用して公益財団法人三重県産業支援センターに新たに設置することを考えております。

その支援内容としては、販路拡大支援とか起業・創業支援、金融支援、労務支援、経営支援などをきめ細かく行っていきたくと考えております。具体的には、販路に行き詰まっている商品の販路開拓であるとか、金融機関への借入れ申し込みのための事業計画とか、説明資料の作成とか、就業規則の整備とか、第二創業に係る税制等の法的手続など、企業者とともにそういった相談に対応していきたくと考えております。

また、よろず支援拠点は、商工団体などと連携して、地域を巡回して相談会や相談後のアフターフォローを行っていきたくと考えております。

さらに、地域やコミュニティーを支えているものの、後継者難に陥っている小規模企業に対しては、事業承継に係る相談窓口を新たに設置し、きめ細かい支援体制を構築するため、国が平成26年度に全国で試験的に行っている、現在の10カ所から増やすことを検討しております事業引継ぎ支援センターに、本県の条例の趣旨を説明いたしまして、行おうとしている内容を採択していただけるよう、現在、精力的に要望しておりますのでございます。具体的には、小規模企業者等に対する事業承継支援体制を強化し、地域で跡継ぎ探しに困っている県内事業者への相談対応、起業したい人を県内外から発掘し、県内事業者とのマッチングの場を提供するなどの機能を有する事業引継ぎ支援センターを設置していきたいと考えております。

議員の御指摘のように、4月、すぐできるかということでございますが、国にしっかりと要望をしながら、できるだけ早く設置できるよう取り組んでいきたいと考えております。

それと、商工団体等の支援でございますが、今回の条例を具現化していくには、議員御指摘のように、商工会、商工会議所の経営指導員とか、いろんな団体と連携していく必要があると考えております。現在、県内の90%を占める小規模企業の支援に取り組んでいるということで、経営指導員等のお力をかりていくことも不可欠だと考えております。現在、経営指導員に係る経費などにつきましては、議員御指摘のように小規模事業等支援事業費補助金として支援しておりましたが、今後、条例の制定の趣旨を踏まえまして、今までは県内一律の事業算定でおりましたが、地域特性に配慮し、商工団体の方の御意見を聞いて、使い勝手のよい補助金となるよう改善してまいりたいと考えております。

これら商工団体の基盤的な支援に加えまして、例えば商工団体が地域の小規模企業と連携して、自らの地域特性を生かして取り組む事業につきまして、地域特性活用促進事業費補助金などで支援をしていきたいと考えております。

このような事業に加えまして、経営指導員等が直面する経営相談上の課題に対応するため、経営指導員等が集まる自主的な研究会などに専門家を派遣

し、経営指導員などのレベルアップに対しても支援していきたいと考えております。

今後、条例に基づきまして、商工団体との一層の連携強化を図っていく取組の一つとして、小規模企業などの経営の安定向上への取組がございます。この取組につきましては、日ごろから小規模企業の実情を把握している商工会、商工会議所の経営指導員等と緊密に連携して、企業と対話しながら支援に取り組んでまいりたいと考えております。その際、県におきましても、県内5地域に現場の課題解決に精通した退職人材を配置するとともに、エリア担当の県の職員も、県庁内に配置をいたしまして、商工団体の皆様と一緒に汗を流して小規模企業の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

もう1点、関係団体に属さない企業への対応でございますが、県内の商工会、商工会議所における小規模企業の加入率につきましては、平成24年3月時点の推計で商工会63%、商工会議所約46%であり、商工会と商工会議所を合わせた小規模企業加入率は約51%となっております。当然のことながら、県といたしましては、商工会、商工会議所に加入していない県内の小規模企業の方々も支援の対象であると十分認識しておりますので、これら小規模企業の方々に対しては、条例の趣旨や支援策を周知するため、キャラバン隊の設置や、県民の理解と協力を図るための仕組みについて検討いたしまして、幅広い小規模企業に対する周知に取り組んでまいります。

加えて、条例の概要パンフレットを作成いたしまして、地域での説明会の実施、県のホームページでの公表、公益財団法人三重県産業支援センターが発行いたしますメールマガジンや情報誌への掲載などに取り組んでいくとともに、県内金融機関の協力のもと、条例の趣旨や支援制度の普及を図っていききたいと考えております。

こうした周知を通じまして、商工会関係団体とのネットワークを持たない小規模企業の方々から、実際に経営相談や支援策の活用などの支援ニーズがあった場合には、県内の幅広い関係機関が連携して対応していきたいと考えております。

具体的には、日ごろ幅広い小規模企業の方々と接しております金融機関、税理士、公認会計士等の中で、国が専門性の高い支援を行う機関として認定した認定支援機関というのがございます。県内に約543機関ございますので、県、市町、公益財団法人三重県産業支援センターとあわせまして、これら認定支援機関が連携体を形成していくことで。

○議長（山本 勝） 答弁は簡潔にお願いします。

○雇用経済部長（山川 進） 商工関係団体とのネットワークを持たない小規模企業の方々に対してもしっかりと支援できる体制を構築していきたいと考えております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 御答弁いただきありがとうございます。

相談窓口などの設置による相談体制の充実、また、きめ細かに新たな相談についても始めていただくということも含めながら充実していくという話をいただいたわけですが、とにかくそこまでしっかりと準備をしようということではございますのに、条例の施行を控えていつそれができるかわからないというスケジュール的な部分がいかがかなというふうに思いますので、ぜひ早く体制をつくっていただきたいというふうに思いますのと、できましたら、地域巡回というのも考えていただいておりますというふうに言われましたけれども、これが、協議会は単位を5ブロックの単位で設置していかれるというふうにお聞きしておりますけれども、もう少し、これまでと同様に三重県産業支援センターでということになりますとなかなか伺いにくいというような部分もあるかわかりませんので、三重県も広いので、その辺、何か、もうちょっと気軽に、小規模、零細企業の方々などでも気軽に相談に行けるような環境づくりをしていただければというふうに思っております。

それと、商工会、商工会議所などへのマンパワーを含めた支援でございませうけれども、特に商工会の例を挙げてお示ししましたけれども、やっぱりなかなか最近の縮小傾向の中で新たな人の雇用というのがされていないものですから、職員も高齢化しておるといふ悩みもあるようございまして、ぜひ、

こういう条例の趣旨に沿った取組を進めていくに当たっては、これからの時代を担っていく、やっぱり関係団体にマンパワーも必要なので、その分、補助のあり方を考えていくんだというお話もございましたけれども、やっぱりしっかりと、お金をいただければということじゃないですけども、必要なのはお互いに話し合いながら支援していただきたいなというふうに思っております。

もう時間が迫っておりますので、これ、要望にさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきたいと思いますけれども、次は土曜日の授業を推進することについてということでございます。

学校教育法の施行規則の改正によりまして休日の土曜日を授業に活用できることがより明確にされまして、土曜日の授業が奨励されているようでありますけれども、三重県でも新たに平成26年度で土曜日等の教育活動推進事業を設けて、市町の意見も見据えながら小・中学校で推進されようとしておられます。この事業は、教育課程に基づきいわゆる授業を土曜日に行うことについての支援をすること、それと、また、土曜日を活用した地域における学習や体験活動などに対して支援をすることの二つの内容を含んだ事業との説明をいただいております。

県教育委員会は、義務教育の小・中学校についてはあくまでも市町の自主的判断としながらも、その動向を見据えつつ、土曜授業の導入を奨励しておられるようございまして、現実には月1回なり2回なりの土曜授業導入について、市町との間で検討がなされてきておられるように聞いております。

しかし、このことについては、これまで奨励されてきたゆとり教育の中で授業は週5日制が定着している中、にわかに月1回から2回程度の土曜日を活用してどれほどの効果があるのか疑問に思う意見も一方で聞かれるところでもあり、改めてこの授業を推進されるに当たって伺いたいというふうに思います。

まず、一つは、土曜日等の教育活動推進事業について、県教育委員会とし

てはどういう効果を期待して奨励推進をされようとしておられるのか、改めてお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、また、土曜日の授業を推進していくに当たっては、事前になかなか難しい課題も幾つかあるように現場からもお聞きをしておるところでございます。一つは、できるだけ、それぞれ地域なり学校なりで、裁量でとか独自性でとかいいましても、やはり現場としては三重県内はどここの学校であつても同じような環境に統一されたいという思いがあるようでございますので、どうも県教育委員会のほうがその調整役を担っていただいております。なかなかにこれをまとめるのが難しいというふうにお聞きしておりますけれども、このあたり、できるだけ現場の思いに沿って統一されるように取り計らっていただきたいというのがございますし、また、もう一つは現実の問題として、学校現場に教育課程上の授業を導入することになりますと、教職員に対するその分の振替休日の確保が不可欠となります。しかしながら、多忙をきわめる現場の実態の中で、果たして振替休日が本当にとれるのかという問題がございます。特に、教職員の心身にわたる健康及び福祉の増進などのために策定された、教職員の総勤務時間の縮減に係る指針というのがありますけれども、これをどうすればいいのかというはっきりした策が見出せていない現状であるというふうにもお聞きしている中で、土曜授業を導入して本当に振替の休日が確保できるのか懸念されますので、この辺、確かな整理を聞かせていただきたいというふうに思います。

また、多くの児童・生徒は、今は、地域のスポーツ少年団であるとか、様々な文化活動であるとか、休日に活動される団体に所属して過ごしておりますので、その辺の調整というのも必要となってくると思いますけれども、その辺の調整もなされているのか、含めて3点ほどのポイントになりますけれども、聞かせていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 土曜日等の教育活動と、教育課程における土曜日の

授業について御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

土曜日等の教育活動推進事業は、2本の事業で構成されております。

1点目の土曜授業推進事業では、平成26年度から実施する土曜日の授業を推進するため、土曜日の授業についての研究を市町教育委員会へ委託し、効果的なカリキュラムの開発、外部人材等の活用を支援するとともに、その成果の普及を図ります。

また、2点目の地域による土曜日等の教育支援事業では、市町教育委員会が行う、土曜日等における課外活動を含めた教育活動を支援するため、大学生や教員経験者、地域住民等による知識、技能を活用した活動に補助を行うものでございます。

これらの事業を進めることで、土曜日等を有効に活用し、地域において、学校、家庭、地域住民が連携して、学習やスポーツ、体験活動などの様々な活動を実施でき、子どもたちの豊かな学びにつながるものと考えております。

2点目の教育課程に基づく土曜日の授業についてお答え申し上げます。

現在、学校週5日制のもとで、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちに生きる力を育むことを目指して、各地域で様々な取組が行われております。

一方、平成19年度から実施されています全国学力・学習状況調査の結果から、本県の子どもたちには、学力や生活・学習習慣、土曜日、日曜日の過ごし方に課題があることが明らかになっております。このような中、昨年11月、議員からも指摘がありましたが、学校教育法施行規則が改正され、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合には、土曜日等に授業が実施できることが明確になりました。

県教育委員会では、市町教育委員会から土曜日の授業についての調整依頼を受け、昨年9月から土曜日の授業の実施について、市町教育委員会と協議を重ねてまいりました。並行いたしまして、市長会、町村会、県PTA連合会、小中学校長会、社会教育団体、スポーツ団体等への趣旨説明や、職員団体等との協議を重ねてまいりました。

その結果、県教育委員会の方向性といたしましては、土曜日の授業の内容



については、家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業。

○議長（山本 勝） 答弁は簡潔をお願いします。

○教育長（山口千代己） 家庭、地域住民等との公開授業などとし、実施回数は月1回程度が適当とした上で、実施に当たっての留意点を、児童・生徒や家庭の実態把握、児童・生徒の負担等への配慮、家庭、地域住民、関係団体等への理解、地域行事等との調整、教職員の勤務体制への配慮及び勤務の取り扱いなどとしております。

なお、実施につきましては、実施環境が整った市町教育委員会、学校において、平成26年4月から試行していただきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、土曜日の授業は、家庭での学習が何らかの理由で困難な子どもたちへの学習機会を保障する取組でもあり、全ての子どもたちを対象とした教育環境が一層充実されるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 御答弁ありがとうございました。

まだ少し聞きたいところもありますが、もう時間があと2分になりました。

確かに基本は市町の教育委員会ということになるんでしょうけれども、やはり県内、できるだけ統一した形で環境を整えていただくことというのは必要やと思いますし、また、何度も申し上げますけれども、本当に多忙な教育現場の中で土曜の授業をもし取り入れるということになれば、やはり職員のモチベーションを保つ環境づくりというのももちろん不可欠でございますので、その辺、きちっと整理もいただいて、できるだけ最善の環境を整えて、申された意義あることに向かっていかれるのであればきちっと環境を整えていただきますように改めて要望させていただいて、この質問に対しては終わらせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう1分になりましたけれども、最後、時間がやはり足りませんでしたけれども、いよいよ、パネルも見ていただけるかわかりませんが、（パネル

を示す) 東海環状自動車道が今、建設が進んでおります。

続いて見ていただけますか。(パネルを示す)これが、平成27年に供用開始となる東員インターチェンジの現状でございます。

そして、これから岐阜のほうへつながっていく、(パネルを示す)これ、今、いなべ市内で、上に道路が通る、下の橋脚の下部工の部分がどんどん進んでおりますけれども、もう質問できませんけれども、東海環状自動車道の全線開通がもう6年後に迫ってまいりました。三重県としても名古屋を中心とした大経済圏のリンクに入っていく大転換の機会をぜひ捉えていただいて、県土の発展、また、地域振興、特に企業誘致を含めて、早くから取り組んでいっていただきたい、戦略を持って取り組んでいっていただきたい。こういうことを、今日のこの機会に、最後に要望を添えさせていただきます、今日の質問を終結させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(山本 勝) 38番 水谷隆議員。

[38番 水谷 隆議員登壇・拍手]

○38番(水谷 隆) どうも、皆さんこんにちは。いなべ市・員弁郡の2番手の水谷でございます。

日沖議員が非常に熱弁で、少し時間がなかったようではありますが、私は十分に時間がありますので、少し差し上げたいと思いましたが、先ほど、最終の東海環状自動車道、本当に強い思いが我々はあるわけですが、私がかわりに質問でもしたいなというふうに思っております。

先ほども日沖議員からも出ていましたけれども、ソチオリンピックが終わって、今度、来月7日からかな、パラリンピックが始まるということでございますけれども、そういった点につきまして少し後で質問もさせていただきたいというふうに思っております。

日沖議員はいなべの風を吹かすと、こういうことでございまして、先ほどちょっと外を見てきましたら、津では大分風がありました。私もいなべの1人としてしっかりと質問をさせていただきますので、どうぞ、議長の許しを

得ましたので今から質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、初めに、中小企業、小規模企業の振興、これはいろいろ中間案を見せていただいたわけですが、なかなか理解できない点も少しありましたので、そういったことにつきまして、私のほうからは少し質問をさせていただきたいというふうに思っております。

先日の21日の代表質問におきまして、我が会派の永田代表から、知事の条例制定への、かける思い、熱い思いというものを伺わせていただいたわけでございますけれども、県内の地域社会を形成し、安定をもたらしている中小企業、小規模企業の存在を地域社会の主役と認識いただいた上で、外からの変化に弱く、時には不公平な取引を強いられるような弱い立場にある中小企業、小規模企業と同じ立場に立って、県をはじめ関係機関がともに寄り添っていただいているという思いを感じたわけでございます。これは、中小企業、そして小規模企業を三重県の財産とも言うべき存在として認識していただいているというふうに思っておりますし、また、そういった意味では、県内の中小企業や小規模企業の皆さんにとって大変温かい条例になったのではないかなという思いがいたします。

そして、先日は中村進一議員が代表質問で、そして、先ほどは日沖議員のほうからも、この条例を踏まえて、中小企業、小規模企業の振興について具体的な取組方向の質問がございました。私のほうからは、私が現場の方々から直接いろいろお聞きしたお声を踏まえて2点ほど質問をさせていただきたいというふうに思います。

一つ目は、条例の第16条でございます三重県版の経営向上計画についてであります。

私は現場で、中小企業や小規模企業の経営者の方々からよく次のようなお声をお聞きするわけでございます。日々の業務に追われ、経営の改善に取り組む気力がない。このままではだめだと思うが、何をしたらいいのかわからない。さらには、既存の経営革新計画に応募したが、資料作成にとっても時間がかかり、難しいと。そして、最終的にはコンサルに頼むといった状況であ

ると。時々制度を紹介されるけれども、余りメリットを感じないと。

いろいろな生の声をお聞きするわけでございますけれども、このような声を踏まえますと、現在、国、中小企業庁の中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画が求めるレベルと現場のレベルとが少し乖離しているというふうに思えるわけでございます。

そもそも国の経営革新計画とは、一つ、自社の現状や課題を見きわめたい、二つ目に、自社の業績をアップしたい、三つ目は、自社の経営の向上を図りたいといった経営者等の思いを達成させる支援策、要するに武器であるということなんですね。自社の経営を向上させていくに当たっては、まずもって自社の現状や課題を見きわめることと。これは、経営者にとって大きな取組であるというふうに思います。そして、この見きわめを、業績のアップや経営の向上、さらには新たな事業展開などにつなげていくことができればすばらしいことではないでしょうか。

しかし、この支援策、武器を使うためには、県へ経営革新計画を申請し、承認を受ける必要があるわけでございます。3年から5年の計画期間で付加価値額というものが9%から15%伸びることが目標であると。あるいは、経常利益が3%から5%伸びることが目標と。そして、新商品、新サービスの開発など、新たな事業活動に挑戦することが必要となっておるわけでありませう。

これまでお聞きになって、いかがでございましょうか。一般的な中小企業、特に小規模企業の大半の経営者は、付加価値額や経常利益が云々と言われた段階で、やっぱり難しいなど、もういいやというようなことになるのではないのでしょうか。また、その申請書類たるものは10ページを超えるものであって、資金計画や設備投資など細かい数値が必要とされることに加え、具体的な取組として、新規性、市場性、販売戦略、社会性、さらには関連する法律等まで検討、記載することを求められています。

どうでしょうか。町工場の経営者、小さい飲食店の経営者などにとっては大変ハードルの高い要求であります。まず、これに挑戦しようとする気持ち

がなくなるのではないかなと思います。

また、このようなハードルを越え、何とか承認を受けたとしても、具体的な支援策に少し乏しいようにも思えます。実際には、信用保証の特例、例えば通常2億円限度というものが倍の4億円保証に加え、若干低金利の融資が活用できる程度ではないかなというふうに思います。経営革新計画を作成するまでもなく、これらの支援策はある程度活用できるのではないのでしょうか。

そして、先ほど現場の声を御披露いたしましたけれども、日々頑張ってきたけど気力がなくなっている経営者の方を温かく支えていく制度、仕組みになっていないのではないかなというふうに思っております。私は、どのような小さな企業においても、大変ではありますが、常に経営を向上していこうとする気持ち、取組は大切なことだというふうに思います。

しかし、中小企業、そして小規模企業には様々なレベルがあると思います。疲弊し気力を失っている経営者や、気持ちはあるが現状や課題がわからない経営者、そして、経営の向上に取り組んでみたいが書類作成に煩わしさを感じる経営者、自社の経営向上プランにさらなるメリット、支援策を求める経営者など様々ではないでしょうか。

今議会で提案されている条例案に基づいて検討を進めておられる三重県版経営向上計画とはどのようなもののでしょうか。私が現場でお聞きしたような経営者の方々の声なども反映されていることを期待したいわけでございます。

そこで、お伺いをいたしたいと思います。三重県中小企業・小規模企業振興条例の一番の特徴でもあろうかと思いますが、三重県版経営向上計画とはどのような制度なのか、また、その制度を活用してどのような支援を行っていくのかをお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお伺いをいたします。

そして、二つ目には、条例の第18条にあります資金供給の円滑化についてお伺いをしたいと思います。

さて、三重県版経営向上計画などで経営の向上プランに経営者の方々が取り組もうとする際も、やはり具体的に求められる支援策は金融支援ではない

でしょうか。中小企業、そして小規模企業にとって、やはり資金調達は経営上の大きな課題であります。特に、財政面が脆弱で信用力の弱い小規模企業の資金調達は大変なものであると思います。毎月の資金繰り、特に現金の確保に追われている、あるいは、設備が老朽化してきているが、信用力がないため資金調達ができない、そして、新たな取組をしたいが、不動産担保がないため資金調達ができない、また、過去債務があり、新たな挑戦をしようにも資金調達がなかなかできないなど、現場からは、常に資金調達の難しさをお聞きするわけでございます。もちろん、円滑な資金供給を受けておられる中小企業の方々もおみえではありますけれども、しかし、私がお聞きする中小企業や小規模企業の多くは資金調達に御苦労をされており、常に円滑な資金供給を求めておられます。

そのような中、県におかれては、金融機関、信用保証協会などの協力を得て融資制度を設け、利子補給や保証料補助などの支援を行い、利用者負担の軽減などを図っておられることは承知しておりますけれども、例えば、今後条例の制定を踏まえ、さらに県の融資制度の使い勝手の向上なども努めていかれることと思います。

そこで、お伺いをいたします。中小企業、小規模企業に対して資金の円滑な供給を図っていくため、どのような取組を行っていくのかをお伺いしたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（山川 進）** 私のほうから2点、向上計画と、それから金融制度ということでございます。

議員御指摘のように、中小企業、小規模企業は、経営課題を多く抱えているにもかかわらず、やはり現状が把握できていなかったり、課題に気づいていってもなかなか具現化できなかったりすることが多いため、課題解決に結びつかないことから、それらを明確にして的確に対応することが必要と考えております。

現在、中小企業、小規模企業の新たな事業活動に対する支援策といたしまして、議員御指摘のように国の経営革新計画承認制度がありますが、中小企業、特に小規模企業にとっては計画の策定が難しく、取り組みにくいという声を聞いております。

そこで、中小企業、小規模企業の挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すため、県独自の三重県版経営向上計画の認定制度を創設したいと考えております。この計画は、経営課題の抽出、発見、その解決に向けた取組、さらには事業展開などについても想定をしており、多様な中小企業、小規模企業が取り組みやすいように計画をワン、ツー、スリーの3段階とし、それぞれの段階に応じて認定を行いたいと考えております。

企業の経営向上計画の作成、実行に向けては、なかなか中小企業、小規模企業の方お一人で考えにくいということもございますので、現場の課題に精通をいたしました退職人材等6名を公益財団法人三重県産業支援センターに配置いたしまして、そのうち1名を統括役とし、残り5名につきましては地域のインストラクターといたしまして、5地域ぐらいの商工会議所とか商工会なんかと連携するというところで、地域担当というふうにさせていただきたいと考えております。

日ごろから、地域の中小企業、小規模企業の実情を把握している商工会、商工会議所などの経営指導員と緊密に連携をいたしまして、企業と対話しながらステップごとに支援をしてまいりたいと考えております。

ステップワンでは、企業と対話しながら課題を把握、整理いたしまして、分析して計画づくりを支援したいと思っています。具体的には、多くの企業は先ほども議員御指摘のように経営上の問題点を感じているのだが、それを課題として明確になかなか認識することが困難だということも聞いておりますので、地域のインストラクターが経営指導員と直接企業の現場に入り、必要に応じて国の専門家派遣制度などによるコンサルティングなども活用していきたいというふうに考えております。

次に、ステップツーでは、課題解決に向けた実践的な取組の具体的な事業

計画づくりを支援したい。具体的には、インストラクターや経営指導員による支援に加えまして、新たに平成26年度事業といたしまして、サービス産業等小規模企業現場改善支援事業による実践的な現場指導や試作品開発支援なども総合的に行っていきたいと考えております。

さらに、ステップスリーでは、具体的な事業を実行していくため、収支や資金調達の計画づくりを支援します。具体的には、計画認定を受けた企業が従来よりも有利で借りやすい県単融資制度を創設するとともに、地域コミュニティ応援ファンドに経営向上計画の認定を受けた企業向けの制度を設けるなど、計画の実現を後押ししてまいりたいと考えております。

次に、資金供給のお話でございますが、中小企業、小規模企業の振興におきましては金融面からの支援が不可欠であることから、県では、金融機関、信用保証協会の協力を得ながら、利子補給、保証料補助を行うことで通常よりも低い金利、保証料を設定した県単融資制度を運用しております。

平成26年度は、三重県中小企業・小規模企業振興条例の趣旨を鑑み、まず、創業・再挑戦アシスト資金におきましては、創業時における資金負担を軽減するための融資利率を引き下げるとともに、商工団体を窓口とすることで、起業、創業の相談、事業計画の作成から融資実行後のフォローまで、きめ細かな経営支援を行っていきたいと考えております。

また、再チャレンジサポート資金におきましては、みえ中小企業再生ファンドによる事業再生に取り組む中小企業、小規模企業も融資対象に追加していきたいと考えております。

さらに、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく三重県版経営向上計画の認定を受けました企業に対しては、計画を着実に実行できるよう、県と信用保証協会の連携によりまして新たな無担保保証制度を創設し、この保証制度を活用して、財務面が脆弱で信用力が低い中小企業、小規模企業の借り入れ、返済に係る負担を緩和いたしましたみえ経営向上支援資金を実施いたします。なお、本資金運用に当たりましては、企業者の経営向上計画の実



現に向けて、必要な資金を円滑に借り入れられるよう、資金計画などの書類作成も含めた十分なサポートを行っていきたくと考えております。

また、県と三重県産業支援センターが協力をいたしまして設置を予定しておりますよろず支援拠点では、販路拡大支援とか起業・創業支援とか金融支援、労務支援、経営支援なども行ってまいりますので、きめ細かな体制をとりながら、商工団体等の支援機関と連携をいたしまして、県内各地において出張相談会を開催し、地域の中小企業、小規模企業が身近に相談できる仕組みを整えるなど、中小企業、小規模企業への資金供給の円滑化を図れるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうも御答弁ありがとうございました。

山川部長のこの条例にかける思いというのは伝わってきたわけでございますけれども、やっぱり何はともあれ、中小企業、小規模事業者というのは、最終的には金融支援だと思うんですよ。もちろん三重県版の経営向上計画というものがうたってありますけれども、これはもちろんのことながら、全てこういったものについては金融支援のほうに結びついているというふうに思います。

先ほども話をいただいたんですけども、やっぱり信用保証協会、あるいは金融機関が県のこういった条例をいかに理解していただくか。そして、過去にも私もいろいろあったことを聞いておりますけれども、信用保証協会が資金をいいよと、貸し出しますよと言ったのに銀行がなかなか渋るとか、そういうケースも多々あったわけですね。そういったことにつきましては、ぜひとも県としてはしっかりとした取組をしていただきたいというのが私の思いであります。

この条例の中間案を見せていただきました。24条までありますよね。これ、一つ一つしっかりと取り組んでいけば、やっぱり中小企業や小規模事業者にとってはすばらしい条例になるであろうし、また、この中でも特にいろいろ

小さい企業で問題になっておる事業者の承継、これもうたつてあります。こういったことが、事業承継というのは、僕らの年代の小規模企業の社長は、もう俺の時代でいいんやと、もう息子にはさせやんというような者が結構多いわけですよ。そういったことにもう一度やる気を起こさせるというぐらゐの支援をしていただければなというふうに思いますので、この中小企業・小規模企業振興の条例につきましてはしっかりと私も期待をさせていただきますし、また、部長におかれましても、失礼ではございますけれども、最後の置き土産に、そういう言葉はよくないかもしれんけれども、わかりませんよ、先のことはね。ぜひともそういったことにしていただきたいなというふうに思います。

次に、攻める農政、守る農政ということではちょっとお聞きしたいです。

先ほどちょっと、ある議員からタイトルはいいけど中身がないのというふうに言われましたんですけども、それなりに質問をさせていただきます。ある議員というのは大体わかりますけどね。

農地や農業用施設の維持管理についてまずお伺いしたいなど。

一昨年11月、農業農村整備事業の推進をどうするか、具体的には、営農の継続に不可欠な農業用水のパイプライン化をどのように進めていくか、また、老朽化が進んできている農業用水排水路の維持管理はどのようにするのかということをお聞きしたわけでございます。そのときの答弁としては、当局から、用水のパイプライン化など高度な基盤整備を行う事業に選択・集中しながら計画的に推進していくという答弁をいただきました。また、用排水路の維持補修については、ストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業というのがありまして、こういったものを活用して、老朽化や緊急度に合わせ、ライフサイクルコストの低減や機能確保を図っていくという答弁をいただいたところであります。

折しも政権交代により第2次の安倍内閣が誕生し、農業農村整備事業予算も旧自公政権の水準に復活させる方針が示されたこともあり、その後、私の地元でもそういった事業の採択をしていただいております。

そうした中で、国はさらに攻めの農政をとということで農地中間管理機構や米の生産調整の見直しについての考えを示し、県議会でも質疑をされているところではありますが、より一層農地の集積や集約化を進めていこうとする流れにあるわけでありす。

農地を規模の大きい担い手や法人に集約をしていくということは、当然生産コストが下がり、農業の競争力は上がっていくが、ハード面では用水パイプライン化などによって農作業面の体制というものが整っていくものの、日ごろの、例えばあぜや水路の草刈り、あるいは維持管理や補修などを誰がやっていくのかという問題が出てくるわけですね。そういったソフト面がこれから課題として必ずクローズアップされてくるわけでございます。

攻める農政は当然やっていかなければならないと考えますけれども、セツトとして守る農政が大切であり、特に用水のパイプライン化などのハードももちろん整備をしながら農地集積を加速化させていくなれば、農地や農業施設の日常の管理もどうするかというソフト面もきちっと構築していかなければならないというふうに思います。この点について、県の考えや取組方向についてお聞きしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 農地とか農業用施設の維持管理も非常に大事じゃないかという御質問だったと思います。

国は昨年12月に、今後の農政のグランドデザインということで、農林水産業・地域の活力創造プランというのを取りまとめました。これによりますと、農地中間管理機構を通じました農地の集約化など、生産現場を強化して強い農林水産業を目指す産業政策という面と、多面的機能の維持、発揮など、美しく活力ある農山漁村をつくり上げる地域政策、この両面を今後の農政の両輪ということで位置づけて推進しようということをお中であらうございます。

このうち地域政策におきましては、これまでの農地・水・環境保全向上対策、これを見直しまして日本型直接支払制度を創設することにより、新たに、

農業者のみによる農地のり面の草刈りであるとか水路の泥上げなど、農地や農業用施設の基礎的な保全活動も支援していくということになりました。

県としましては農地中間管理機構による農地集積・集約化の取組を推進したいと考えており、これにより攻めの農政を展開していくという上ではあわせて、農地や農業用施設の維持管理など、農業、農村における多面的機能の維持、発揮を図る地域活動や、営農の継続等への支援の強化が大変重要だということふうに考えております。このため、国が平成26年度から創設します日本型直接支払制度を活用しまして、将来にわたって持続可能な農地等の維持管理の仕組みづくりを、県内の農村地域において積極的に進めていきたいと考えております。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

農地集約化、これから農業政策がいろいろ変わってくるわけですが、私在地元の営農をやっている人いろいろな意見交換をしている中で、やっぱり規模を大きくしていくと、中山間地域とか非常に農作業がやりにくい田んぼ、こういうところはどうしても置いていかざるを得ないと。やっぱり経営ということを考えますとそういう形になってくるんだというふうなことも言っておりました。

じゃ、そこを後、どうするねんというのは、そういうところはやっぱり、例えば誰が草刈りをするんやというようなことも出てくるというような話もいろいろお聞きしたわけでございます。減反政策も今後いろいろ変わっていく状況の中で三重県のそういった農地を守っていくためには、しっかりと、そういう国の政策に準じてやっていかなければならんのかなというふうに思うわけでございますけれども。

先ほど、答弁もした中で、日本型の直接支払制度というもの、多面的機能支払というものを活用していろいろ取り組んでいくというような答弁だったというふうに思いますけれども、既に農地・水・環境保全向上対策に取り組んでみえる地区が円滑に新制度に移行できるのか、あるいは、これまで取り

組んでいなかった地域、こういったところが新たに組み入れる制度なのかということをちょっと確認させていただきたいなというふうに思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） 現在、県では、これまで農地・水・環境保全向上対策は、510の集落、それと、面積にしますと約1万7000ヘクタールの農地や農業用施設が、農業者であるとかその地域の住民の共同活動という形で維持管理を行ってきたところです。

国におきましては今回、新しい制度の移行について、今はまだ全部まともではないんですが、これまで、今申し上げたような活動中の地区が現行の組織体制のままでも新しい支援の対象となるように、また、手続も比較的簡易な形で新制度に移行できるようにという方向で検討が進められていると聞いております。

今回の新しい制度では、農業者以外の周辺の住民を巻き込んだ取組以外に、農業者だけの取組ということで農地の部分を追加して直接支払制度の中に設けておりますので、これまでその取組が弱かったといいますか、取り組んでこれなかった地域に対しましても十分啓発をさせていただきまして、これまでの農地・水の取組と同様に、今回新たな制度を使って広げていきたいなというふうに考えております。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

安心しました。いろいろそういったところにも目を向けていただいて、ぜひともそういう支援をしていただきたいなというふうに思います。

次に、畜産業の振興ということでお聞きしたいと思います。

まず、一つ目は、攻める農政ということで牛肉の輸出についてであります。農林水産物や食品の輸出拡大に関しては、昨年9月の一般質問でも我が同僚の前野議員が質問をされたところでもありますけれども、その中で一部話題に出た牛肉輸出に関しての県の取組を確認させていただきたいと。

平成26年度の当初予算の中身を見ますと、新規事業として海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業というものが要求されておるわけですが

れども、海外での市場調査やテスト輸出などに取り組むことになっていると、  
こういうことであります。

今年の1月だったと思いますけれども、たまたまNHKテレビの夜の番組  
を見ておりましたら、オーストラリア産のWAGYU、英語の和牛が世界中  
に輸出されているという話がありました。安くておいしい牛肉として、既に  
香港などアジア地域で人気になっていると。片や日本産の牛肉は、例えば宮  
崎牛、神戸牛などといった国内の産地ブランド名でばらばらに輸出をされて  
おり、統一イメージがなく、かえって安心・安全において日本産だというこ  
とが十分伝わっておらず、霜降り入りながら、霜降りの入っている価格の安  
いオーストラリア産WAGYU、これも英語で和牛ですね、に客を奪われて  
いるといったことであったかと思えます。

そういった中で、県は畜産業の成長産業化の目玉として県産牛肉の輸出に  
取り組むこととしており、やり方を間違えては国内他産地に負けてしまうの  
ではないかというふうに思いますし、また、海外市場にも食い込むことすら  
できないという結果を招きかねないというふうに思います。

そこで、三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業によってどのような地域を  
対象にどのような取組を展開しようと考えているのかについて確認をさせて  
いただくとともに、前野議員への答弁の中で、新たに農林水産物の輸出支援  
組織を立ち上げると、たしかこういう話があったと思いますけれども、これ  
に関して、その状況やその中での牛肉の位置づけについても教えていただき  
たいなというふうに思います。

よろしく申し上げます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（橋爪彰男）** それでは、牛肉の輸出関係の事業について説明  
させていただきたいと思えます。

国は、先ほども申し上げました農林水産業・地域の活力創造プランの中で、  
2020年までに農林水産物や食品の輸出を倍増させる目標を掲げるとともに、  
牛肉の市場規模が大きい米国やEUを重点地域に位置づけながら、輸出額を

現在の5倍、約250億円まで拡大させるというふうにしております。

こうした中で、県産牛肉の輸出の関係を見ておりますと、肉牛生産者等が中心となりまして、昨年の2月にはシンガポールに、また、同年5月にはマカオに、それぞれ1件ずつの試験輸出が行われたところです。輸出に挑戦したその生産者等からは、手応えを感じたという声がある一方で、県内の肉牛生産者の中には、輸出の手続などに関する情報不足を指摘する声、また、輸出のリスクを懸念して輸出に挑戦したくても踏み出せないという声が聞かれております。

このため、県では平成26年度から新たに海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業というのを創設したところでして、これは、米国をターゲットに、食肉バイヤーであるとか高級レストランのオーナーやシェフとの試食会や情報交換会を米国で実施しまして、日本の食文化の魅力を生かして県産牛肉のニーズ調査を行いたいというふうに考えております。

あわせて、米国から県内にバイヤーを逆に招きまして、高級和牛生産者との意見交換会であるとか試食会、また、できれば飼育現地の視察等も企画しまして、県産牛肉の今後の商取引につなげていきたいというふうに考えております。

また、県産農林水産物等の輸出拡大を図るため、本年3月に設立予定をしております、仮称ですが、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会、これが支援組織なんですけど、この中に畜産部会を設けるとともに、先ほど申し上げた海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業を活用しまして、畜産関係団体であるとか食品事業者、さらには海外への輸出ルートを持つ商社等と一体となりまして県産牛肉輸出の実現に取り組む体制づくりを進めるというふうにしたいと思っています。

こうした取組を通しまして、県産牛肉の輸出拡大に向けた販路開拓を積極的に進め、本県畜産業の成長産業化につなげていきたいというふうに考えております。

[38番 水谷 隆議員登壇]

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

アメリカということでありますけれども、できれば、タイとかマカオとか、こういったところにもぜひ進出をできるようにお願い申し上げたいなというふうに思います。

続きまして、二つ目には、守る農政ということで、鳥インフルエンザ、これについての備えについて質問したいと思います。

御承知のとおり、今、韓国で高病原性鳥インフルエンザが非常に発生をしております。2月16日時点の殺処分状況は、この資料をちょっといただいたんですけども、（現物を示す）アヒル、鶏、合わせて188戸、404万2000羽に及んでいると、こういうことであります。幸い、近年日本国内での鳥インフルエンザの発生はありませんけれども、3年前になるが、平成23年2月から3月にかけて県内で鳥インフルエンザが発生したことは記憶に新しいということであります。現在は日本海を挟んだ韓国での発生ということで、まさに対岸の火事ではありますけれども、いつ何どき国内で鳥インフルエンザが発生しないとも限らない、大きなリスクが今ここにあるわけでございます。

そこで、万一高病原性インフルエンザが発生した場合に、まずは迅速な初動体制により被害を封じ込め、拡大を防ぐことが大切になるというふうに考えますけれども、現在、県においてどのような備えや対策を行っているのかということを確認させていただきたいなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○農林水産部長（橋爪彰男） 高病原性鳥インフルエンザが韓国のほうでこの1月から発生しております。今、議員のおっしゃったとおりなんですけど、今回の韓国での発生を受けまして本県では、国のほうの通知もありましたのでそれに基づきまして、養鶏農家であるとかその関係者のほうに注意喚起と衛生管理の徹底を呼びかけたところです。

基本的なところでは、この鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の防疫体制としましては、ウイルスの侵入の未然防止、さらに、侵入を早期に発見する監視体制の強化、さらに、病気が発生した場合に蔓延させない初動防疫体制



の強化という大きくこの三つの体制が必要かなというふうに思っておりまして、一つ目の未然防止対策といたしましては、養鶏農家に対しまして、野鳥の侵入を防ぐ防鳥ネットであるとかウイルス等の持ち込みを防ぐ踏み込み消毒槽というのが有効ですので、これが機能しているかなどについて巡回指導をしているというところです。

二つ目の監視体制の強化ですが、これは養鶏農家でウイルス検査であるとか野鳥のモニタリング等を検査として定期的にやっております、これまでのところウイルスは確認をされておられません。

三つ目の初動防疫体制の強化ですが、これは防疫作業の要員となる県職員などを対象としまして、防護服の着脱訓練、これとか消毒作業の実演などの防疫演習を定期的に行っているというところです。

これらに加えまして、平成23年に本県で発生した際の経験を踏まえまして、万一の発生時に迅速に防疫作業に取りかけられるようということで、必要な防護服であるとか動力の噴霧器、こういう防疫資材を中央家畜保健衛生所のほうにその後備蓄を行っているというふうなところです。今後も養鶏農家に対しまして、鶏舎の防疫衛生対策とともに、鶏の異常に関する情報があつた場合、今後、早期発見、早期通報の徹底を指導するなど、緊張感を持って対応していきたいと考えております。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

韓国ではまだ殺処分予定が10万以上あると、こういうふうにお聞きしておりますけれども、そういった対応をきちんとやっていただくということが非常に大事であるし、また、早期の発見、こういったこともぜひ対応していただければというふうに思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

障がい者とともに生きる社会づくりということで御質問をさせていただきたいなというふうに思います。

若者、女性、高齢者、さらには障がい者といった、誰もが働きやすい環境

を整備していくことがこれほど求められている時代はないのではないのでしょうか。私たちにとっては、どのように働くかはどのように生きるかと同じであり、すなわち各自の幸せに直結するものであるというふうに考えております。

本日は、その中でも特に障がい者の取組についてお伺いしたいと思います。

障がい者施策を取り巻く環境は大きく変化をしておるわけでございます。国においては、国連の障害者権利条約が先月の1月20日に批准され、2月19日から日本国内でも効力が生じております。また、この障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備が進められていると聞いているところであります。主なものは、平成23年の障害者虐待防止法の公布や障害者基本法の改正、平成24年の障害者自立支援法の改正法である障害者総合支援法の公布、また、昨年、平成25年の障害者差別解消法の公布などが挙げられるわけであります。

一方、県においても、障がいの有無によって分け隔てることのないように、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を基本理念としたみえ障がい者共生社会づくりプランを策定し、様々な取組を展開されていると認識しております。

まず、障がい者の自立と共生社会づくりに向けて、平成26年度はどのように取り組んでいかれるのかをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 障がい者の自立と共生社会づくりに向けた取組についてでございますが、本県では、障がい者が地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現を目指し、障がい者施策に取り組んでいるところでございますが、平成26年度は、地域移行の促進、就労支援、相談支援、そして社会参加を四つの柱として様々な事業に取り組んでいきたいと考えています。

まず、地域移行の促進につきましては、グループホームや日中活動の場の整備を促進するとともに、入所施設へのコーディネーターの配置などにより、

障がい者が地域で暮らすことができるよう支援いたします。

次に、就労支援については、福祉事業所の工賃等のさらなる向上のため、販路の開拓など共同受注窓口による一層の受注拡大に向けた取組を進めるとともに、障がい者の新たな就労の場として、社会的事業所の創業と安定的な運営に向けた支援を行います。

また、障がい者が地域で安心して生活ができるよう、県内全域を対象に自閉症や発達障がい等に関する専門性の高い相談支援を行うとともに、県内九つの障害保健福祉圏域ごとに設置している総合相談支援センターにおいて、障がい者とその家族に対する相談支援を実施いたします。

さらに、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりや三重県障がい者芸術文化祭の開催などによる、障がい者の自立と積極的な社会参加の推進にも取り組みたいと思っています。

このように四つの柱で取り組むことで、障がい者の自立と共生社会づくりを一層推進していきたいと考えております。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

障がい者が地域で過ごせるということが非常に大事であるなど、そして、また、ありましたように、障がい者がスポーツに取り組める環境づくりというものもつくっていってもらおうと、こういうようなプランで今、進められておるわけでございますけれども、これ、平成24年から26年までの3年間のみえ県民カビジョンの中でもそういった形で上がっておりますけれども、ぜひとも少しでも達成できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

その中で、特に障がい者の幸せと直結すると考えます障がい者スポーツの環境整備について、県の取組状況をお聞きしたいなというふうに思います。

先ほど申し上げました障害者権利条約には、障がい者の権利の実現のため、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会参加の促進が規定をされております。そして、この条約の第30条には、条約の締結国は、障がい

者が他の者と平等にスポーツ活動に参加することを可能とすることを目的として適当な措置をとる必要があると、こういうふううたわれております。

この障害者権利条約にも保障されている障がい者のスポーツに関し、県では毎年障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭を開催し、障がい者スポーツへの参加意欲の向上と参加機会の充実に努めるほか、各種のスポーツ教室を開催したり、あるいは全国障害者スポーツ大会などの各種スポーツ大会への選手派遣を通じて選手の育成強化にも取り組んでおるというふうに思っております。

こうした中で、昨年の9月、御承知のように2020年のオリンピック、パラリンピックが東京で開催されることが決定し、その翌年の平成33年には本県において全国障害者スポーツ大会が開催される運びとなっています。また、国ではパラリンピックや全国障害者スポーツ大会の所管を文部科学省に移管し、障がい者スポーツ選手の育成強化を進められているというふう聞いております。

このような障がい者のスポーツを推進する機運は非常に盛り上がってきているというふうに思います。県当局においては今後、障がい者スポーツの推進に向けてどのような取組をしていくのか、お考えをお聞きしたい、そして、具体的にお聞きしたいというふうに思います。

まず、第一は、障がい者の参加促進であります。スポーツのすばらしさを広めていくためには、障がい者スポーツの裾野を広げていくことが大変重要であります。全国障害者スポーツ大会の種目は幾つかあるかと思えますけれども、全てにエントリーできるチームづくりができていくかどうかをお尋ねしたいと思います。そして、できているのであれば、今後どのように選手を増やしていくのか、具体的な方策をお尋ねしたいと思います。

2番目に、障がい者スポーツの指導者の育成であります。本県における障がい者スポーツの充実や発展を目指すとともに、障がい者の誰もが楽しく安心してスポーツに参加するためには、選手をサポートする指導者の存在が必要不可欠になってきます。指導員養成の現状はどのようになっているのか、

そして、今後どのように育成をしていくのかをお尋ねしたいと思います。

以上2点について、よろしく願いをいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 障がい者スポーツの環境整備について2点御質問をいただきました。

まず、1点目でございますが、障がい者のチームづくり、あるいは参加の促進についてということでございますが、全国障害者スポーツ大会の団体競技としましては、バスケットボールやバレーボールなど七つの競技が実施されますが、性別や障がい区分ごとに行われる全ての試合に参加するためには12の競技チームが必要となります。このうち、本県では、車椅子バスケットボールやサッカーなどの4チームは従来から結成されておりますが、それ以外の競技チームはなく、大会へのエントリーができない状況でございました。このため、平成33年度の全国障害者スポーツ大会の開催を念頭に、平成24年度から未結成の競技チームが創設されるよう取り組み、これまでに5チームが結成されました。残る3チームについてもできる限り早期に結成されるよう取り組んでまいります。

また、障がい者スポーツ選手の育成についてでございますが、選手の育成に当たっては、より多くの障がい者にスポーツをすることの楽しさや喜びを知っていただき、興味を持ってもらうことが重要であると考えております。そのため、特別支援学校や福祉事業所の障がい者が自らスポーツを体験する機会を設けるなど、まずは障がい者スポーツの裾野を広げる取組を進めていくこととしております。

また、既に結成された競技チームの練習や試合を見る機会を設け、チームへの参加を勧めるなど、選手層の充実に努めていきたいと考えております。

次に、2点目でございますが、指導者の育成についてでございます。

障がい者スポーツの推進のためには、障がいに配慮して適切な指導ができる指導員が非常に重要でございます。この障害者スポーツ指導員には初級、中級、上級の三つの資格があり、県内では昨年12月末現在で、初級指導員は

391名が登録されているものの、中級は30名、上級は10名にとどまっております。

全国障害者スポーツ大会に出場する選手の育成のためには、指導現場で十分な知識や技術と経験に基づいた指導ができる中級、上級の障害者スポーツ指導員を確保することが重要ですが、中級、上級の指導員となるためには、長時間の講習の受講のほか、一定時間以上の活動経験が必要とされています。

しかしながら、これまで本県では県内で講習が行われてこなかったことや、障害者スポーツ指導員が活動経験を積むための機会が少なかったことから、中級以上の指導員を育成することができていませんでした。このため、平成26年度は、まずは中級の障害者スポーツ指導員の養成を目指し、県内で講習を開催するとともに、障がい者のスポーツ教室やスポーツ大会に積極的に派遣することにより指導員として活動する機会を増やし、育成を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

障がい者スポーツ、これ、非常に熱心にいろいろ取り組んでみえる協会の方もおみえになります。また、来月7日からパラリンピックもソチで始まるわけでございますけれども、裾野を広げて強化していくにはやっぱり設備が必要になってくるというふうに思います。これは非常にお金がかかる問題でありますけれども、もっと工夫を凝らした中で簡単な設備を設置することによってそれがうまく機能していくというふうに思いますので、そういった点もよく考えていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、次に移ります。

ステップアップカフェ、仮称ですけれども、これの整備についてお伺いしたいなというふうに思います。

三重県の障がい者雇用の現状というのは、平成25年6月1日現在では、県内の民間企業などにおける障がい者雇用状況の集計結果によると、障がい者

雇用数は2703名ということで、過去最高にはなっておるわけでございますけれども、雇用率も1.60というふうに、昨年よりも0.03ポイント上がっているということでありますが、順位は全国最下位であると、こういうことでもあります。非常に難しい状況ではありますが、県としてはこういった状況を重く受けてとめて、三重県労働局と三重県知事の連名で障害者雇用率改善プランというものを発表し、知事自らが先頭に立って、企業に対してあらゆる機会を通じ、障がい者雇用に関する情報発信を行うとともに、地域での影響力のある主要な企業への働きかけなどに取り組んでおられます。

また、先ほど答弁もいただきましたみえ障がい者共生社会づくりプラン、さらには、みえ県民力ビジョン・行動計画、「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトに基づき、障がい者の雇用につながる多様な実習訓練の機会創出、そして、特別支援学校におけるキャリア教育や進路指導の充実、農業分野にける就労の促進等に取り組むとともに、障がい者雇用を促進する新たな仕組みづくりとしていわゆるアンテナショップカフェの設置を検討するなど、三重県全体に障がい者雇用の取組をしていこうということで大いに期待をしておるわけでございます。

この中で、平成26年度当初予算、ステップアップカフェ（仮称）整備推進事業において、障がい者雇用を県民総参加で推進するため、ステップアップカフェ（仮称）を設置し、誰もが働きやすい環境整備に取り組まれようとしております。そういった中で、ステップアップカフェの現在の検討状況と今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（山本 勝） 答弁は簡潔をお願いします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） ステップアップカフェの取組状況ですが、産業界、労働界、高等教育機関、障がい者就労支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校などをメンバーとする会議でいろいろ議論を重ねてまいりました。この中で、県民が障がい者と交流し理解を深める場づくり、障がい者が就職に向けてのステップアップができる実践的な訓練、障が

い者が活躍できる職域の拡大、企業と障がい者の接点を増やし、障がい者が戦力になることの理解の促進、障がい者が企業で定着し戦力になるための仕組みづくりの強化や関係機関とのネットワーク、商品のブラッシュアップ等による売れる商品づくりへの支援といった視点が必要であり、これらを踏まえ、ステップアップカフェ（仮称）の取組を進めることとなっております。

平成26年度事業におきましては、ステップアップカフェの整備事業、それから、専門人材配置事業、障がい者雇用を推進する仕組みづくり事業、これに加えまして、障がい者雇用支援事業、地域人づくり事業を活用いたしまして、障がい者交流プログラムづくり事業。

○議長（山本 勝） 時間です。速やかに終結してください。

○雇用経済部長（山川 進） 障がい者雇用実習訓練事業など、こうした取組を行うことで、障がいのある人もない人もともに生きる社会づくりを目指していきたいと考えております。

〔38番 水谷 隆議員登壇〕

○38番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

これにて終結をいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。22番 奥野英介



議員。

[22番 奥野英介議員登壇・拍手]

○22番（奥野英介） 鷹山の奥野です。伊勢選出です。

議長にちょっとお願いがあるんですけども、1番の教育委員会制度と2番の遷宮後の地域活性化についてを逆で、順番を変えたいんですけど、お許しいただけるでしょうか。

○副議長（前田剛志） 了解をいたしました。

1番と2番と入れかえるという件、それで結構でございます。

○22番（奥野英介） なぜなら、教育長も委員長も長いと、後、議論ができなくなると大変ですので、そういうことで、恐れ入りますが、2番の遷宮後の地域活性化についてから始めさせていただきます。

では、もう早速です。昨年、伊勢神宮内宮・外宮合わせての参拝者が、これまでの経験のない1420万人を超えました。これは、前回の遷宮年である平成5年の838万人、また、これまでの最高であった平成22年の882万人と比較しても飛び抜けた数字であり、伊勢市だけでなく周辺の地域も含めて、観光や食などのサービス産業を中心にインパクトのあった年ではなかったかと思えます。

思い起こしますと、前回の遷宮の翌年、平成6年は伊勢市においてまつり博が開催され、また、相前後して、当時、総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法の第1号認定を受けた三重サンベルトゾーン構想に基づき、鳥羽水族館や志摩スペイン村等のリゾート関連施設が相次いでオープンし、それなりの活況を呈していました。まつり博については、目標の300万人の入場者は達成したものの、本県以外の東海や関西の隣県においても地方博疲れから来る敬遠ムードが漂っていましたし、リゾート施設の多くは大手の資本が入り込む形で開発されたものであり、また、高い料金の割にサービスの内容が乏しいといった宿泊施設が少なからずあったことで、芳しくない風評も流れました。さらに、御遷宮自体も全国発信とまではいかず、結局は地元でしか盛り上がっていなかった状況で、おかげ年を過ぎると極端に参拝客が減少し、

地元にとっても苦い思い出となりました。

しかしながら、今回の遷宮では、出雲大社の60年ぶりの御遷宮とも重なり、メディアに取り上げられることで注目が集まり、近年のパワースポットブームに乗ったことや前回から始まったお木曳行事への一日神領民としての参加が定着したこと、お白石持ちの行事の特別神領民としての参加が可能となったことで、地元以外の方々の御遷宮行事への参加が一般化したことなど、相乗効果となり、未曾有の数字である1420万人まで上り詰めたものと考えています。今後、これだけの数字を維持するのは至難のわざだと考えています。実際、今年の正月三が日や1月の入り込み客は伸び悩んでおり、早くも陰りが見えています。

この地域は、東紀州地域も含めて、今後も第1次産業や観光などのサービス産業が主体の地域です。伊勢志摩や吉野熊野両国立公園に属し、景観や歴史、文化など、誇れる地域資源も多く有しており、伊勢神宮と熊野と、ここを結ぶ熊野古道も世界的に誇れる資源だと思っています。

このような資源とともに、本来この地域が培ってきたおもてなしの精神をいま一度思い起こし、今年のおかげ年、熊野古道10周年などを生かしながら落ち込みをどれだけ回避できるか、今こそ、この地域が持っている豊富な資源を生かして新しい産業をどのように生み出すのが大切だと思います。そのためには、この地域が有している資源を特に県内の他の地域の企業と結びつけ商品化するなど、県内の資源を有効にすることが大切だと考えています。

新年度予算で、食サミットやミラノ国際博覧会への出展に向けた調査費を計上しております。また、平成29年には伊勢市において全国菓子大博覧会が開催することになっております。これらの取組を一過性に終わらせることなくどのような産業につなげていくのか、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、答弁させていただきます。

昨年12月、日本人の伝統的な食文化としてユネスコの無形文化遺産に登録

された和食が改めて世界から注目され、関心を引き起こしております。

伊勢湾や熊野灘に臨む本県は、我が国最古の歌集である万葉集にも登場しますが、多様で魅力ある食に関する地域資源に恵まれてきました。現在でも、アワビやイセエビ、海藻類など、人々を魅了する海産資源に恵まれるとともに、海女漁などの漁法や漁にまつわる祭り、萬古焼や伊賀焼、杉やヒノキといった木材を加工した器など、食に関する多様な文化も引き継がれてきています。

このような資源とともに、本県には食に関連する企業が多く立地しています。例えば、うまみ成分を発見し、その主成分であるアミノ酸の可能性を研究、食品だけでなく医薬や健康分野まで幅広くグローバルに展開する企業や、食に求められる健康、便利、安全など、多様化する市場のニーズに応えるべく、独自の最先端技術を応用し、2000品目以上の製品を取り扱う研究開発型企業、また、日本独特の発酵技術を用いて、しょうゆ、日本酒などを生産する企業、地域色豊かな名物餅を製造する企業、地域の資源を活用した加工食品を製造する多様な企業などです。

また、県立相可高校食物調理科などの調理師を育成する高校をはじめ、食品製造や衛生管理に従事する人材、食生活アドバイザーなど、食に関する多様な人材の育成にも力を入れているところです。

このように、三重が持つ資源を活かすとともに、和食が注目される機会を好機と捉え、本年10月、伊勢市において、食や食文化をグローバルな視点で発信し、地域産業の振興につなげることを目指す全国の自治体に呼びかけ、食のサミットを開催いたします。

また、3年後の平成29年、全国菓子大博覧会が開催される予定です。この博覧会では、菓子文化の世界への発信、菓子だけでなく、三重の海の幸、山の幸の体感などもテーマの一つであると聞いております。

さらに、平成27年5月から10月までの184日間、「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマにミラノ国際博覧会が開催されます。同博覧会では140の国と地域が出展する予定で、我が国も日本食や日本食文化などに焦点

を当てた出展をすることと聞いています。

本県においても、三重の地域資源である食にかかわる産品、伝統的工芸品など、この万博を通じ、世界に誇れる三重の魅力をPRしてまいりたいと考えています。

食のサミットやミラノ国際博覧会での取組により得られた成果を平成29年に開催される予定の全国菓子大博覧会へとつなげていくとともに、これらの流れを一過性に終わらせないために、この地域に国内外から食関連産業の工場、研究開発施設の立地、集客交流施設や人材育成機関の集積が図られ、食に関するクラスター形成を目指すため、産学官による検討を進めていきたいと考えております。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。

知事は随分、産業というか、そこら辺に飛び回っているんなことやられるのが非常にお好きなようですけれども、三重テラスも、前にもこの場で言った覚えがあるんですけど、本当に失敗なのか成功なのか、ちょっとまだ疑問に思う部分もあるし、走るというのは非常にいいんですけども、もうちょっと立ちどまってやっていただけたらなと思います。

今回、食サミットもあります。また、平成29年には菓子博覧会。これも非常に、考えてみるとお金のかかるところもあり、広島ですと80万人ぐらいのお客さんが見えたのかな。果たして伊勢で80万人というのは考えられへん数字で、交通とかいろんなことを考えるとこの菓子博覧会もそう簡単に成功するようにも見えない。だけど、お金もたくさんかかる。そういう意味で、十分に金のかからないようにしながら人が来るような観光客を引っ張っていくということを考えていただきたいなど、そんなふうにも思います。

この項は、今日は時間の関係で10分に終わらせていただいて、メインである教育委員会制度のほうへ移らせていただきます。

教育委員会制度の改革についてでございます。教育委員長、教育長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2月6日の新聞の多くが教育改革制度の改革について報じております。与党自民・公明は会合を開き、改革案をおおむね取りまとめたようです。平成24年9月には津田議員が、25年6月には中川康洋議員が教育委員会のあり方について質問されており、今回の改革案を想定されたような、かなり突っ込んだ議論もされておりますのには感服をいたしました。

私は町行政にかかわった者の立場から質問をさせていただきます。

先日、2月の初めでしたが、BSフジテレビの「プライムニュース」で教育委員会制度の改革について、自民党の馳浩議員、プロレスラーかな、公明党の富田茂之議員、そして、いじめ問題のあった越大津市長、そして、教育評論家の尾木直樹氏で、大津市のいじめ問題で端を発した教育委員会制度改革の議論が放映されていました。ここで内容を説明するのは時間ありませんが、現場の経験から発言する越市長と国会議員の考え方は立場の違いがはっきりしていて興味深い番組でした。

それでは、まず、御存じかと思いますが、教育委員会について簡単に説明をさせていただきます。

現在の教育委員会です。教育委員について説明させていただきます。首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県と市区町村において設置されております。議会の同意を得て首長が任命した原則5人の委員で構成されており、代表者の教育委員長と事務を執行する教育長は5委員の中から選ばれます。学校設置やどの教科書を使うかなど、教育行政の基本方針を決め、教員採用などの人事を扱うことになっています。教育委員会設置は戦後、首長が教育行政の事務を担っていたことが軍国主義教育を招いたことの批判を受け、1948年、私が1946年ですので昭和23年、教育行政に民意を反映する目的で導入されています。

ただ、現在は、教育出身者や自治体職員が選ばれることが大部分です。教育者以外の委員は非常勤で会議が月数回しかない場合もあり、教育委員会の形骸化が指摘されています。2011年10月に起きた大津市の中2男子いじめ自殺事件で教育委員会が機能せず、権限と責任の所在が曖昧との批判が相次い

だため、教育委員会の見直しへと進んでいきました。

私は町行政にかかわっていたときから、教育委員会、そして、今はないんですけれども、どうも山口教育長が潰したらしいですけど、教育事務所の体質を変え、風穴をあけなければ、住民に開かれた教育委員会となり協力していただかねば真の教育はできないと感じていました。

市区町村立の学校であっても、ハード事業、要するに金を出すことだけは町が出す、例えば耐震とか空調工事は行政ができて、学校教育に関しては、我々の、当時の町長の意見すら聞く耳を持つことはなかった経験があります。

では、改革案についてです。

2月初旬、自民、公明の改革案A案、その前に、（パネルを示す）これが現在の教育委員会、首長が任命して、議会の同意を得て、教育委員5人、その中で今の岩崎教育委員長と山口教育長がみえるということでございます。

続いて、（パネルを示す）これが一番初めに示された自民案のA案です。これは、首長が全てやるというのか、権限から全ていろんな面で首長主導の教育行政ということになる案でした。だけど、これは余りにも、政治的中立というのか、それができないのでということで、これは見直されました。

その次に、このB案です。（パネルを示す）B案というのは、これはもう、これまでの教育委員会と余り変わらないということで、これも没になったようです。

（パネルを示す）これが今の言う自民案です。見ていただけますか。

要するに、総合教育施策会議というのがあります。そんな中で、執行機関というのは教育委員会に置くわけなんですけれども、それでもやはり首長の権限が非常に強いということなんですけれども、要するに、教育委員会の持つ任務というのか専権事項は、教職員の人事と教科書の選定に限定され、総合教育施策会議、これ、仮称なんですけど、首長の会議みたいなものです。公立学校の統廃合や教職員の定数がこの総合教育施策会議でやられる。そうということで、これが今回の新しい案、ここで今から議論されるのではないかと思います。だから、この新しい案は首長の意向の反映を目的に明記された

改革案が出されたということでございます。

これまでの制度を改革しなければならなくなったのは、教育委員会の閉鎖的な体質が、余りいい言葉じゃないんですけども、もう皆さんが全部御存じだと思います、教育ムラと呼ばれ、地域の住民の皆さんや行政との乖離が進み、一層閉鎖的になったのが大きな要因であろうと思います。

将来を担う子どもたちの教育を基本に考えていけば、制度を変える必要はないかもしれません。先生は聖職者たれとは申しませんが、この国の将来を担う子どもたちを教えるということを決して忘れてはならないはずです。

一方で、首長に大きな権限を持たすことは、経験者として一抹の不安も感じますが、国が改革に乗り出さなければ進展がないことも理解できます。しかし、実行、実践するのは広域自治体の県であり、基礎自治体の市区町村です。

様々なハードルを越え、自治体が主体であることを理解した上で改革されることが望ましいかと思います。制度改革も含め、知事、教育委員長の思いを聞かせてください。後ほど教育長には細かい点を聞くこともありますので、時間はできるだけ短くやっていただければありがたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 教育委員会制度改革に対する考え方ではありますが、議員御説明のとおり、現在、制度自体の見直しが議論されておりますけれども、私としましては、制度見直しがされるのであれば、教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理対応、住民生活全般や地域経営を預かる首長の意向の反映などの課題を解決する仕組みに改めることが必要だとかねてより考えています。

制度見直しに当たり大切なことは、地方教育行政の政治的中立性、継続性、安定性への配慮のもとに責任と権限を明確にし、首長と教育委員会がそれぞれの役割をしっかりと果たし、県民の皆様が安心してその地域の公教育に子どもを預けることができるようにすることだと思います。また、保護者、県民にとって教育行政の透明化が図られ、住民に開かれた教育となることも大変重要な観点だと考えます。

現在、政府与党の中で今国会への教育委員会制度見直しに関する法案提出に向けて大詰めの協議が進められていると聞いております。現在議論されている案では、おおむねは教育委員会が執行機関となる中で、今まで私が述べた諸点に配慮されたものになるのではないかと考えております。

他方、先ほど奥野議員の御説明の資料3枚の中にも国と地方の関係というのは入っていませんでしたが、地方の自主性、自立性の拡大を図る地方分権の観点から、国の関与については最小限のものとするべきであると考えております。

今回の制度見直しにおいても、地方の自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の基本原則を逸脱し、地方が地域の実情に応じて実行、実践することを妨げるような制度であっては決してならないと考えています。特に、市町村で何か発生した場合に、国より実情に応じた対応が可能であるかもしれない都道府県をすっ飛ばして、調整などなく国が直接関与するようなことがあってはならない、そう考えており、このような国の関与を最小限にという点は全国知事会においても懸念が示されております。

いずれにしても、今後の議論の経過を十分注視してまいります。

**○教育委員会委員長（岩崎恭典）** 教育委員会制度の見直しについての教育委員長としての考えでございますが、現状と課題、それから、国における見直し案につきましては、今、奥野議員がお示しいただいた概要のとおりでございますので、そこについて論評をするということは現状ではいたしません。

まだまだ変わっていく可能性あるんじゃないか、例えば、先ほど奥野議員も御指摘いただきましたが、総合教育施策会議、ここの構成メンバーの中に、最初の案では議長と入っていました。議長と首長を入れた施策会議で何を定めるんだろうかと思いましたがそれは消えまして、議会代表という形になったりしております。その意味でいいますと、議会代表の皆さんどなたかが教育施策の総合会議に入られて、そしていろいろなことを今後検討して基本方針を決めていって、そしてそれを執行機関である教育委員会が担うというやり方でやるときに、果たしてどこまで継続性と、それから政治的な中立性の



確保というのが図られるのかというのが、もう少し制度設計の詳細を見てみる必要があると思っておりますので、私自身としては現状ではしっかりまだこれから議論していただくなくちゃいけないというふうに思っております。

時間がないことは重々承知でございますけれども、一言だけ申し上げたいと思うんですけれども、私も地方自治の研究者でございます。その観点で申し上げますと、先ほど知事も言いましたように、やはり、国の関与というのが非常に強い世界だということは身にしみております。ですから、もう既に教育委員会制度自体は、昭和31年、私が生まれた年に現行の仕組みになっております。その前に制度改革されたのが奥野議員の年でありますけれども、私の年のときに今回の制度になっているわけです。ですから、50年、60年たっていますから、制度改革しなければいけないことは確かだというふうに思っております。しかし、状況からいいますと、子どもがたくさんいたときの状況と、これから少子化と、それから高齢化、地域の状況がどんどん変わっていく中での施策のあり方というのは、やはり地域地域で解決していくような自由度が高くあるべきだろうと思っています。その意味でいいますと、先ほど知事も申しましたけれども、分権改革の理念、自己決定、自己責任の観点から、自ら改革できるよう規制緩和するということが重要なんじゃないかな、そういうふうに思っています。その観点から制度設計がこれからのお丹念になされていくことを希望しております。

以上です。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。

知事のおっしゃってみえたこと、また、委員長のおっしゃったこと、確かに私も先ほど申しましたけれども、別に今、制度を変えなきゃいかんということはなかったかと、そういうふうな気がしないでもないです。だけど、やはり、私が生まれた次の次の年ですから、随分その間にはいろんなことがあり、教育委員会というのは改革というよりも、おごりというのか、そういうものがずっとあって、今回いろんなことを改革の方向にされた。これをされ

たこと自体が僕は非常に情けないかなというふうに、改革しなきゃならないことになったのをみんな、そういう携わった人が感じてもらわないといけないのかなというふうに気がします。

おっしゃったように地方分権ですから、これからもし改革されるんやったらやはり、市長会や町村会、また知事会なんかでいろんな議論をされていていい方向に持っていくことが大事なと思います。地方分権ということをお忘れをいただいたら非常に困ります。

それと、岩崎委員長がおっしゃった、議会の人が入っていくこと自体が非常に、私もこれ、おかしいなと思います。このメンバーの選び方も非常に粗雑というのか、雑かなというような気がしないでもない。

今の段階ですから、十分にこれからこの中身を変えることができますので、知事も力を出していただいて、本当に三重県の子どもたち、全国の子どもたちのいい学校になれるような、そういう形のこの制度改革をやっていただきたいなど、そんなふうに思います。

ちょっと教育長にお尋ねするんですけども、本当に悪いところがたくさんあるんですよ、中身のことでね、もう3分しかないんですけども。先日、伊勢市のほうのことをちょっと調べたら、教育委員会には、教育総務課、学校教育課、生涯学習、スポーツ課、文化振興課と、伊勢市でも五つの課があるんですよ。その中に、問題は学校教育課というものなんですよ、一番問題なのは、ここにね、これ、前の教育事務所でしょう、多分、調べたら正規職員の19人のうちの13人が先生なんです。それで、あと6人が職員で、あと嘱託職員がみえたんですけど、この13人の先生の給料というのは、どこから出ているんですか。

○教育長（山口千代己） 市町教育委員会の事務局職員として任用された教員籍の職員は、各市町が独自に採用した職員とともに、市町の実態に応じた取組とか、あるいは特色ある教育活動を展開するための教育行政を担っておるということで、市町が負担しております。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介）　そうですね。だけど、先生でしょう、この方らは。先生の給料というのはもちろん、これ、国から来て、県がかかわって、今は交付税からされているわけなんですよ。

　そしたら、この人ら、何年かたったら戻るわけでしょう、先生に、数年で。だから、要するに、市が払うこと、今までの教育事務所は県が払っていて、それで、それぞれの市。町は差別されて町にはいないんですよ、こういう方は。学校教育課で先生がおるということはないんですよ、私がいたときはね。もちろん、多分小さい町はないと思うんですよ。それをあなた方の教育委員会に聞いたらこういう人もおるわけですよ。いや、小さい町だから財政が厳しいから大きな市に置くんやという、そんないいかげんなこと言うわけなんですよ。それが傲慢で非常に閉鎖的と言われるところだと思いますよ。だから、伊勢市で、仮に伊勢市なので、伊勢市、怒らんとおいてくださいよ、13人の先生がおるのはどこから給料が出ておるのか。本当は県が払うべき。要するに割愛というようなことをよくやりますよね、行政は。割愛というのは、3年間、県から市のほうへ行くという、そういう制度なんですけど、この制度を使っているのですか。

○教育長（山口千代己）　公立小・中学校の県費負担教職員の任免その他の進退につきましては、地教行法によりまして市町教育委員会の内申を待つて行うということで、教員を市町教育委員会事務局職員とする場合は、県教育委員会は市町教育委員会の内申により当該教員の辞職を承認し、市町教育委員会は新たに市町教育委員会事務局職員として採用すると、そういうことになってございます。

　以上です。

〔22番　奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介）　また今後この件に関しては時間がありますので議論させていただきます。

　時間が参りましたので、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志）　24番　今井智広議員。

[24番 今井智広議員登壇・拍手]

○24番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。議長のお許しをいただきましたので、私は通告書どおりに進めさせていただきたいというふうに思っております。

まず、初めに、中小企業・小規模企業振興について、私は振興に向けての県の体制整備という観点で質問させていただきます。

中小企業・小規模企業振興の重要性については、これまでの多くの質問や知事などの答弁でも示されておりますし、条例案の中にも明記されておりますので、私のほうからは割愛させていただきますが、今後、県が行う振興への取組については知事より、県が先頭に立ってきめ細かな支援体制の構築を行っていく、その大要として、総合的かつ各状況に応じた相談窓口の設置や専門家派遣、また、地域の関係団体との連携やそれらへのきめ細かな支援、さらには、三重県版経営向上計画の認定制度の創設や、県内を5ブロックに分けて設置するみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会における支援体制の確立など、今後の取組について決意がこもった施策の方向性を聞き、大変心強く感じるとともに、今後の振興への取組に対し大きな期待を抱いております。

そこで、早速であります。提案も含め質問のほうに入っていきたいと思っております。

先ほど紹介した取組を含め、様々な対策についてスピーディーかつ滞りなく実践していただくべきことは当然であります。よりその実効性を上げ、きめ細かく対応していくために、まずは県庁内において万全の体制を整備、構築することが必要であると考えます。といいますのも、中小企業、小規模企業は、商工業のみならず多くの業種にまたがり、大変裾野が広いところであります。

知事が認定する経営向上計画においても制定の趣旨の中で、商工業だけではなく、介護や福祉、建設、土木といった業種や、企業が取り組む農業の6次産業化、農商工連携など、新しい事業展開についても対象としていきたい

と示されているように、県庁内各部局にまたがるものであり、雇用経済部だけではなく各部局においても、その認識や情報共有、そして、しっかりと対応をしていただかなければなりません。

そこで、知事にお伺いします。

県が先頭に立つとの決意を具現化するためにも、また、それぞれの業種への細やかな対応を行うためにも、まずは県庁内において部局横断的かつ強力な推進体制を早期に整備することが必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中小企業、小規模企業の振興に当たっての庁内体制ということでございます。

県内の中小企業、小規模企業の中には、製造業、建設業をはじめ、小売業や旅館業といったサービス業など、多種多様な業種が数多く存在しています。基本的には業種ごとの振興につきましては、建設業の振興については県土整備部、農林水産業の振興については農林水産部、医療関連産業の集積に向けたメディカルバレーの振興については健康福祉部などと、それぞれの所管部局が専門性やネットワークを生かして取り組んでいます。

一方、例えば、中小企業、小規模企業の振興において、建設業や福祉における担い手不足など雇用のミスマッチや、農商工連携や医工連携などの異業種連携の取組、さらには地域課題解決型のビジネス促進、あるいは資金調達や事業承継や労務、税務など共通課題の解決などについては、庁内の部局間での連携や横断的取組が必要であると考えております。

そのため、庁内の部局同士が連携すべき取組を推進するとともに、中小企業、小規模企業の課題や要望などを部局横断的に共有し、業種にかかわらず産業振興と雇用を両輪として捉えて一体的に推進することで条例を実効あるものにし、地域の振興につなげていく必要があることから、今後、まずは、連絡会議など、具体的な庁内の推進方策を確立してまいりたいと考えております。

[24番 今井智広議員登壇]

○24番（今井智広） ありがとうございます。

知事も言われるように本当に多種多様な業種にまたがりますし、部局横断的にしっかりと対応していかなければ、ともすれば商工業がどうしてもすぐ頭に出てまいりますので。しかし、各部局のほうでいろいろお世話をいたしておる業種もたくさんございますので、ぜひ、しっかりと連携、また情報共有をしていただくような場所をつくってもらいたいと思います。

それで、今、連携会議をということでは言っていました。まずは連携会議かもわかりませんが、名は体をあらわすじゃないですけども、やっぱり推進というものを、今後の中では、例えば、待ったなし、中小企業・小規模企業振興推進協議会とか、連携推進協議会とか、そういった形でぜひ県民の皆さんに、また、企業の皆様方から、本気で県がやってくれているんだという、そういった姿勢がわかる、そういった組織をつくっていただきたいと思います。

その上で、これまで以上にそれぞれの地域において、幅広い、今申し上げた他部局に属する関係団体、商工会や商工会議所だけではなく、産業支援センターだけではなく、いろいろな団体、また、関係機関と、今後は特にしっかりと連携をしながら事業者のニーズに対応していただかなければなりません。そのためには、雇用経済部を中心としてどのように体制を整備していくかということが重要であると思います。この点について山川部長のほうにお伺いをさせていただきたいと思います。

○雇用経済部長（山川 進） 今回の三重県中小企業・小規模企業振興条例を推進していくに当たりましては、県と公益財団法人三重県産業支援センターが汗をかきながら、市町、商工関係団体、金融機関、それから、税理士などの認定支援機関が一体となって、実務者レベルの連携体を構築していきたいと考えております。

また、部内におきましても、本条例案の施行後、県内の5ブロックごとにエリアの担当職員を置きまして、県内の関係機関と密な連絡調整を行う体制

を整備していきたいと考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） ありがとうございます。

山川部長のほうとは、私も常任委員会に属しておりますので、また常任委員会等でも詳しくお話をお伺いしたいと思いますが、しっかりと、まず、やっぱりやるに当たっての体制の整備というものが当然重要になってくると思います。いろいろな対策、また、いろいろな事業を行っていただくにも、それを行う人で結構決まってくると思いますので、その点をお願いしたいと思います。

あえて一つ要望として、今後この条例が4月1日に施行になって進んでいく中で、走りながらにはなると思うんですけども、例えば各出先機関に、雇用経済部を中心としたこの中小企業、小規模企業の振興のために、本当に現場に入り込んで中小企業、小規模企業と一緒に地域を元気にしていく、そういった県の職員を、正の職員を配置する。今、「美し国おこし・三重」のほうでは何年か、ずっとその名前前で配置をさせていただいて、今は名前が変わっているということではありますが、そういったことも考えていただきたい。また、例えば雇用経済部の中に中小企業・小規模企業振興課というのをつくって、例えば条例の中でも、ものづくり、また、サービス産業と、いろいろ課に分かれていますので、これを推進していくための課をつくって、しっかりと部内、また、部局横断的に連携がとれる体制というのも考えていただければと。これは要望にとどめて、走りながら本当に必要であればそういったこともぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2点目、次に、孤立が想定される地区への対策についてお伺いをいたします。

孤立地区対策については、平成20年9月の一般質問でも取り上げ、その対策を強くお願いいたしました。間もなく3年を迎える東日本大震災や平成23年8月に発生した紀伊半島大水害など、想定外と言われる災害を我々は経

験し、平成20年当時からは自然災害に対しての認識や対策も変わってまいりました。

孤立地区対策はあくまでも多岐にわたる防災・減災対策の一つであることは当然のことですが、今月発生した大雪においても全国各地で多くの孤立地区が発生し、そこに住む地域住民の不安の声や実情、また、災害対応が大きく報道等でも取り上げられました。

今回は大雪の影響による発生でありましたが、それらを見て、私は改めて、県が策定しようとしている三重県新地震・津波対策行動計画案の中で示している災害予防・減災対策、また、発災後対策の重要性を痛感するとともに、我が県において、昨年9月1日の東紀州での総合防災訓練の中で既に、孤立地区対策としてヘリとの安否等サイン伝達訓練や物資搬送・受け入れ訓練など、具体的な取組が行われたことを大変心強く感じました。どうか今後、他の取組とともに、孤立対策についてもさらに市町や地域の皆さんと連携を強め、その対策に当たってもらいたいと思います。

そこで、まずは、確認も含めお伺いをします。

平成20年当時の県内における孤立が想定される地区は、21の市町で最大302地区、人口にして約23万人でありましたが、大震災や大水害を経験した現在の基準なり調査において、県内の孤立想定地区はどれくらいになるのか、また、現在、それらの地域へはどのような対策をし、その進捗状況はどのようになっているのか、今後の対策も含め、できる限り簡潔にお答えをいただきたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（稲垣 司）** 今井議員から御質問のあった孤立地区対策について答弁させていただきます。

国が平成23年度から実施しております孤立が想定される地区に係る状況調査の平成25年度結果によりますと、三重県内で孤立が想定される地区の数は現在394となっております。これは、平成18年度に県が独自に実施した大規模災害時における孤立地区調査、議員が言われた302という数字に比べて、



地区のカウント数、その手法等が異なっておりますので、数に開きがある内容となっておりますけれども、この二つの調査結果を比較した場合に、平成25年度の394地区のうち非常用通信手段を有している地区が54.6%で、平成18年度に比べて7.2ポイントの伸び、また、通信手段を動かすために必要な発電機など非常用電源設備を備えている地区が58.1%、これもやはり9.1ポイントの伸びとなっております、ベースとなる地区数が302、394と違っておりますから単純評価はしにくいですが、それでも、地区数が増加しておいてポイント数も伸びているんですから、孤立地区対策は着実に進んでいると判断していいのかなというふうに思っています。

県では地域の防災、減災を推進するために市町への補助事業を実施しております、平成19年度からは孤立化防止対策という枠組みを設けて市町を支援してきました。通信手段の確保のための衛星携帯電話、防災行政無線個別受信機、そうしたことについても財政支援を行っており、非常用発電機なども含めて、本年度は19市町、約4000万円の補助を実施しております。

議員からもありましたけども、東日本大震災後も孤立地区対策の重要性は何も変わっていません。どころか、むしろ重要性がよりクローズアップされたというふうに思っております。また、本県でも平成23年の紀伊半島大水害ではヘリコプターによる救援活動、救援物資の搬送を行ったというのも議員の紹介にあったとおりです。

こうしたことから、孤立地区への救出・救助体制をより強化するために、これも議員から御説明がありました昨年9月の紀南地域での総合防災訓練では孤立地区対策をテーマとしましたし、また、もうすぐ公表を目指して今現在急ピッチで作業を進めている新地震・津波対策行動計画においては重要な施策として、孤立地区対策のための広域防災拠点の整備、あるいは緊急輸送道路、道路啓開態勢の整備、これも特に強力で推進するとして掲げていくつもりでございます。

また、先ほど言いました補助事業につきましても、加えてライフラインが途絶えた場合の生活水確保のための浄水器とか、あるいは災害時の電源や燃

料確保のためのLPガスバルクの供給システム、こうしたものの支援も新しいメニューにして考えております。加えて、来年度策定予定の三重県風水害等対策行動計画、これはまだ仮称でございますけれども、これにつきましても、孤立地区対策を重要な風水害対策の一つとして盛り込んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

平成25年内閣府の数字では、三重県内で孤立が想定される地域が394地区ということで、単純に本当に部長の言われるように比較はできないと思うんですが、そういった孤立が、地震並びに大雨であるとか、様々なことでその地区が一応想定されていると。平成20年の質問のときは6項目、孤立地区の防災対策の状況について、パーセンテージも含め、私もお示しをさせていただきましたが、今は二つに大体なっているということで、非常用の通信手段を有しているというのが54.6%、発電機など非常用の電源設備が58.1%と、大分数が増えているのに、孤立地区数の想定の数、分母が増えている中でしっかりと整備もしていつてもらっていますので、これはさらに、今後、市町が力も入れてもらわないといけません、しっかりとやっていつてもらいたいと思います。

お話の中にあつた緊急輸送道路、また、道路啓開や治山も含めてだと思ふんですが、この辺はやはり県土整備部でありますとか農林水産部も、この孤立を予防するためには、道路、橋の整備でありますとか、山崩れでありますとか、そういったことも災害対策として重要になっていくと思いますので、防災対策部としっかりと連携をとってまた進めていつていただきたいと思ふますので、ここは要望をさせていただきたいと思ふます。

また、そういった行政が行う公助の取組や対策とあわせてやはり、行動計画案の中でも示されておりますが、防災の日常化でありますとか自助、共助の取組が大変重要となつてまいりますので、沿岸部や中山間部など、孤立が

想定される394、そういった地域にお住まいの皆さんに対しては特に、不安をあおるという意味ではなくて、自分たちがどういう場所に生活をしているのか、その特徴をしっかりと認識していただく、また、いざという時のために、日常から、水、食料などの備蓄や懐中電灯、携帯ラジオの準備など、万全な備えをしていただけるように丁寧な周知並びに啓発をすることがとても重要であると考えますので、この周知、啓発について、前回は津波の遡上でしっかりとその地域の方に周知、啓発をしてくださいとお願いをさせていただきましたが、この孤立地区対策について、今後、周知、啓発、どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○**防災対策部長（稲垣 司）** 県におきましては、少なくとも災害発生後72時間とはとにかく自分の手で、自分の力で生き延びてほしいということを県民の方にお願ひして、そうしたことから水や食料の個人備蓄を推奨してきたところですが、残念ながらなかなか伸び悩んでおって進展は見られにくいんですけれども、このことを孤立地区対策という観点から見れば、それは孤立が想定される地区にこそこうした取組はもう絶対要するというのは、これはもう同じ認識を持っているつもりです。

県では今後も個人備蓄の定着を目指して、辛抱強く粘り強く推奨・啓発活動を続けていくことにしておりますけれども、特に孤立地区につきましては、自分たちが住んでいるところは孤立が想定される地区なんだということをまず認識を持っていただくということの上に、たとえ孤立しても自分たちの力で生きるんだということで、個人備蓄をはじめとする日ごろからの備え、これがいかに大切かということ、市町とか自主防災組織の方の協力も得ながら、地区の皆さんにできるだけ直接的に訴えかける、そうした方法もちょっと考えながらやり方を検討していきたいと思っております。

以上です。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○**24番（今井智広）** ありがとうございます。

平成25年度の防災に関する県民意識調査、これは全ての県民の方が対象で

すけれども、なかなか水とか食料の備蓄をしているかということになるとまだまだ啓発が必要な部分があると思いますので、どうかしっかりとそのあたりをお願いさせていただきたいと、そのように思います。

実際、やはり、孤立が想定される地域の方は特に、水や食料など、3日間、また、携帯ラジオや懐中電灯等、そういったのを自分たちで、自助、共助で整備しておいていただくことによって、大規模災害、また、広域的な災害が発生したときに、その地域の方が自立を、3日間なら3日間、とにかく自分たちで頑張ってもらえれば、緊急かつスピーディーな対応が必要な被災地のほうに限られた災害支援の資源というものを集中的に、また、効果的に投入できると思いますので、そのためにも災害予防、発災後対策のためにも、孤立地区対策を、防災対策の大きな、たくさんある対策の中の一つではありませんけれども、どうかその地域の方々とともに進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、家族の絆一行詩コンクール作品集の有効活用についてお伺いをいたします。

このコンクールは、みえのこども応援プロジェクトとして、みえ次世代育成応援ネットワークの皆様をはじめ、多くの企業の御協賛をいただき、2010年から、ありがたい一行詩コンクールとしてスタート、2013年から名称を現在のものに変更し、これまで5回行われております。

これが5年分の作品集となっておりますけれども（現物を示す）、最優秀賞をはじめ、代表作をまとめた作品集であります。ふだんなかなか口に出して言えないありがたいを、また、家族だけではなく、大切な友達や学校の先生、そして地域の方へなど、いろいろなありがたいというものがおさめられており、共感とともに、とても心が温まるすばらしい作品集となっております。

応募総数は1回目が約4000作品、2回目が約6000、3回目が7000弱、4回目が7000強、そして、最新の5回目は8000を超える応募をいただき、着実に増えていることを大変うれしく思っております。

いろいろなありがとうございましたと言いましたが、例えば、代表作、幾つか挙げたいと思うんですが、「母へ」というふうにあります。「僕は身体が不自由だけど何も不便を感じないくらい幸せです 毎日とても楽しく過ごしています 生んでくれて ありがとう」、津市、高校2年生、伊藤さんという方でございます。

例えば、先生へ、「恩師へ」、「ありがとう、いつも本気で向き合ってくれて ありがとう、僕のことで泣いてくれて ありがとう、自分の子供みたいに接してくれて ありがとう、先生に会えて本当によかった」、尾鷲市、高校3年生、松森さんという方の「ありがとう」の一行詩です。

また、「地域の人へ」、「暑い日も寒い日も毎朝交差点に立って『いってらっしゃい』と声をかけていただき、ありがとうございます。たった一言だけど、いつも元気をもらっています。」、津市、中学3年生、矢野さん。

こういった作品がつづられております。大変心が温まる、また、そういったことを思ってくれているということがわかる、そういったすばらしい作品集だと思います。

今、パネルを出させていただきましたが、（パネルを示す）これが応募についての応募用紙という形になります。

左下のほうにはがきがあります。ここで注目するのは50円切手を張ってくださいなんです。料金後納ではないんです。わざわざ応募者に50円切手を張ってもらって出してもらえる数が7000とか8000とかあるということであり、その事実、大事にしないといけないと思います。県に余裕があれば、ここは料金後納で来年からはやってもらいたいと思っております。

また、もう一枚、（パネルを示す）裏面のほう、右下のほうに、個人、ペアというのがあります。個人の方に送る場合と、ペア、2人でペアで作品をつくるという、そういったすばらしい取組、両方、個人でもペアでもいいという形になります。

こういったことで募集を、また今年も夏から秋にかけてあると思っておりますので、1人でも多くの方に御参加をいただきたいと思っております。最優秀作品など

の賞の授与は子育て応援！わくわくフェスタの中で、毎回知事のほうから授与されていると思っております。

さて、ここで、子ども・家庭局は平成25年版成果レポートの中で、この作品を活用してコンクールの効果的な周知、啓発を図るとともに、学校で応募作品を教材として活用したり、家庭へ持ち帰り家族で考えるような流れを検討するなど、学校における取組の促進を図っていきますと、そのように書いていただいておりますので、私も陰ながら本当に心から期待をしておりましたが、平成26年度予算ではその取組がなかなか見えてきておりません。啓発に関しては応募作品の数からも頑張っていることは推察ができますが、学校をはじめ、有効活用に関してまだまだ努力が必要なのではないかと、そのように考えております。

そこで、質問ですが、家族や友達、そして地域とのきずなをさらに大きく強く広げるためにも、また、応援くださる企業等の皆さんにお応えをするためにも、成果レポートにも記されたようにしっかりと学校等で有効活用していくべきだと思いますが、局長のお考えをお聞かせください。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

**○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男）** 家族の絆一行詩コンクールの学校における取組の促進についてお答えをいたします。

家族の絆一行詩コンクールは、子どもと大人がなかなか伝えられなかったありがとうの気持ちを伝え合うことで、日々支えてくれる家族や地域の大人たちの存在の大きさを再認識し、人から認められる喜びを感じ、家族や地域とのきずなを深めるとともに、子どもが安心して自分らしく育つということを目的に実施をしております。議員が先ほど紹介をいただいた優秀作品のとおりでございます。

募集に際しまして、小・中や県立の校長会等において授業での取組や夏休みの宿題としていただくなどの依頼をし、あわせて県内の小・中・高の全学校に議員が先ほどお示しいただいた応募チラシを配布いたしました。その結果、全体の8123点の応募のうち、県内学校からは全体の72%に当たる5822点

の応募がございました。

また、2月11日には県庁講堂において、子育てサポート公開講座とあわせて入賞者の表彰式を行ったところ、受賞者や審査員から親子や地域のきずなを強く感じさせるというような温かいメッセージもいただいております。このコンクールを通して、家族や地域、友達とのきずなを考える機会を一定提供できたのではないかと考えています。

今後、入賞作品を掲載した作品集は、各学校へも配布を行っていきます。特に今年度は応募に際してメッセージカードというのをつけることといたしまして、ありがたいの気持ちを直接相手に手渡せるとか、あるいは、また、そのカードを使って授業や学校内掲示に活用いただけるように少し工夫をさせていただいたところです。引き続き学校においてメッセージカードや作品集が活用されるよう、教育委員会と連携し、現場の意見もよくお聞きしながら、理解を得ながら、家族や地域とのきずなが感じられるような取組にしてみたいというふうに考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） ありがとうございます。

学校のほうにも作品集を配布してもらって、教育委員会と連携をとっていただきながら活用してもらおうということでありましたので、教育長のほうにも一言聞きたいと思います。やっぱり学校現場でしっかりと有効活用していただき、それに触れてもらった子どもたちの力で家族や地域へと、またその感動とかありがたいが広がることが大変重要であると思います。

コメントを山口教育長もいただいております。最後のところだけ。世代をつなぐありがとう、この言葉の持つすばらしさをより多くの方々に感じていただきたいと思いますと書いていただいております。でありますので、学校での有効活用について、山口教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（山口千代己） 県教育委員会といたしましては、この作品集にあるありがとうという言葉の持つすばらしさをより多くの子どもたちが感じられるよう、家族の絆一行詩コンクールの取組について市町教育委員会の理解を

得ながら、健康福祉部と連携を図り、事前の応募や事後の活用、普及啓発にともに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） どうもありがとうございました。

本当に市町教育委員会ともしっかり連携をとりながら、また、子ども・家庭局とも連携をとりながらこの輪というものを広げていくこと、そのことが一番、基盤を、ありがとう、また、そういった思いを共有することによって一番重要な基盤の土台の部分をつくり上げていく、そういった作品集、そのアイテムの一つじゃないかなと思いますので、今後とも有効活用をよろしく願いいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 4番 小島智子議員。

〔4番 小島智子議員登壇・拍手〕

○4番（小島智子） 皆さん、改めましてこんにちは。新政みえ、桑名市・桑名郡選出の小島智子です。今日は5人目ということで、それぞれ皆さんお疲れのことだと思いますけれども、60分間やりとりをさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長のお許しをいただきましたので、早速、始めます。

平成26年度の三重県経営方針案の1番目に、少子化対策、これが掲げられています。まず、このことについて知事に、知事提案説明でもお聞かせいただいたり、ほかの方の質問にいろいろお答えいただいたりしているんですけども、なぜ今、少子化対策が県政の第1の方針であるか、知事の意気込みとともに聞かせをいただきたいと思います。

先日の代表質問、中村進一議員の少子化対策に係る質問に対する回答の中で、家族のきずなづくりが重要と位置づけ、先ほどもありがたいところで少しありましたけれども、家族観の醸成を図るため、中学校教員や県立高校云々というようなお答えがありました。また、子ども・思春期のライフス



テージにおいても、ライフプラン教育において中学生向けに家族観の醸成、医学的な妊娠云々のため、中学校教員向けのパンフレット等をつくるというようなこともございます。

家族という言葉から想像するものが一様でなくなり、多くの形の家族が今、存在しているということは誰しもが知っていることだと思います。中には、大変残念なことですが、家族って何かとかどんなものかということ想像すらできない子どもたちがいることも事実です。そのような中での家族観、基本的にどのようにお考えか、それらもあわせてお示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 少子化対策に今、取り組む理由と意気込み、それは様々な家族の形態を踏まえてどのように進めていくのかということでございます。

県民意識調査や全国調査から明らかなように、県民の皆さんが結婚することや子どもを持つことに理想と現実のギャップが生じており、希望する人のその思いがかなえられていない現状にあります。

一方、少子化の進展は我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題であり、これまで1.57ショック以降、国において少子化対策が進められてきましたが、少子化に歯どめがかかることなく20年以上の年月が経過しており、危機感を有しております。こうした三重県をはじめとする全国の地方自治体における危機感の高まりを受け、今回、三重県の提言を契機として、国においては少子化危機突破の取組として地域少子化対策強化交付金が創設されました。

このように、国、地方とも少子化対策に真剣に待ったなしで取り組む機運が盛り上がりつつある今このときをチャンスと捉え、県民の方が結婚や出産、子育てに希望を持てる三重を目指して、平成26年度の重点テーマに少子化対策を位置づけ、新たな取組を推進していきたいと思いを強くしているところです。

一方で、少子化対策を進めるに当たっては、価値観の押しつけになるよう

なことがあってはならないと考えています。少子化対策というとすぐに結婚させて子どもをたくさんつくらせればよい、いわゆる産めよ増やせよのような誤った認識があるようですが、私も子どもが生まれるのに苦労しましたし、子どもを持つことに困難な事情を抱える方が多くいることも知っており、大切なことはそれぞれの個人に応じた当事者目線で少子化対策を進めることが重要と考えています。したがって、三重県の少子化対策はあくまで押しつけではなく、希望する人の希望が希望する形でかなうようにしていく、そのような希望を持てるようにサポートしていくということが主眼です。

家族のありようも様々です。不幸にして両親を早く亡くされた子どもには大人との愛着形成が大切であり、その子どもに応じた家庭的養護体制の整備が重要と考えています。そうした子どもも将来自分なりの形で家族を築いていきたいと希望を持ってもらえるようになっていく、そういうことも我々の願いです。

私が常に心しているのは、家族とか夫婦とか子どもの状況はみんなそれぞれですので、それぞれに応じたきめ細かな対応が必要ということです。また、少子化の問題は県民の皆さんの生活にかかわってくる話であり、行政だけで取り組むのではなく、例えば、会社で働く方がマタニティ・ハラスメントにつながるような心ない発言をしないとか、お年寄りの方が子育てにイクジイのような形で参画するとか、様々な立場、様々な世代の方々が様々な形で協力し合えることが大切だと考えています。

繰り返しになりますが、少子化対策は人それぞれに受けとめ方が異なるものであることを十分胸に刻みつつ、当事者目線を大切にしながら様々な方の希望がかなう三重を目指して取組を進めていきたいと考えています。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） ありがとうございます。やっぱり一人ひとりを大事にして、そこをベースにやっていくんだ、そんな知事のお気持ちがよく伝わってくるお答えだったと思います。

お子さんが少しずつ大きくなられて、雪だるまを一緒につくられたんです

かね、そんなこともあったというふうにお聞きしましたがけれども、掛け値なしの幸福感というのをきっと味わっていらっしやると思うんです。望んでいる人にはそういう気持ちを少しでも、そんな思いは私も理解できます。

三重県経営方針案として取り上げられることで、当事者の方はもちろんですけれども、社会とか企業とか、そういうところにこの機運が広がることというのはとても意味があるというふうに思います。

脅かすものでないと、そうはいっても心配をすることがあります。例えば、結婚はまだかとか、子どもはまだかとか、子どもは一人っ子やったらかわいそうやないかというふうに、実は踏み込まれたくないところに踏み込まれてしまう、そんなことも起こってしまうのではないかと、三重県の経営方針として掲げるのであれば、その点についての認識、配慮も十分にしつつ進めていただきたいというふうに思います。この点については、各事業の進捗状況もそうですけれども、しっかりと現状把握をして意識をし続けていただきたいと、このことは申し上げておきたいと思います。

家族ということについては、家族観というのは大変難しいなというふうに思うんです。一様にこれが家族観だというふうに言いにくいと思うんです。なぜかなと思うと、誰しも自分が育った家族というのがベースになりますから、そこを中心に考えてしまう。子どもたちが特に一緒にずっと過ごしていく学校という場なんかでは、ライフプラン教育を進めていくときに、様々な環境下で子どもたちがいるということとか、それから、未来への希望とか展望が見えるものにしていただきたいなというふうに、これはライフプラン教育の中身にかかわっての話になろうかと思いますが、このことも要望させていただきます。

また、特に高校生について、お医者さんとか助産師さんなんか、プロの方に妊娠や出産についての医学的な内容も知識として伝えていくこと、これが、組み込まれていくようです。それにぜひプラスをしていただきたいのが、例えば男性で育休取得経験のある方から実際にお話を聞くとか、子どもを育てている夫婦の方に来ていただいて、やっぱり大変なこともある、けれども、

こんな喜びもあるというようなことを、直接人として伝えていただくこと、こんな教育内容もつくっていただけたらなということもあわせて要望させていただきます。

では、第2のところ、妊娠・出産のステージでの不妊治療について取り上げさせていただきたいと思います。

不妊治療についての助成として国の制度では、顕微鏡受精ですとか体外受精といった保険適用外の特定不妊治療を受ける年間所得730万円未満の夫婦に対して1回当たり最大15万円を助成等のプログラムがあります。県では、このうち所得400万円未満の夫婦についてさらに最大10万円を市町と折半して上乘せすると。そして、平成26年度からはさらにそのうち無精子症などで夫が精巣から精子を取り出す治療を受けた場合に限り、最大5万円を市町とともに助成をすることというふうにしています。

周りでやっぱり不妊治療を受けている方がみえまして、大変高額になるということ、それから、三重県内にとどまらず、遠い方は九州まで行かれるというようなお話をお聞きしています。ですので、実際、経済的支援をすることというのは大変有意義なことだというふうに思います。男性の不妊治療の助成というのは金額的にそれほど高くはないんですけれども、けれども、その不妊の半分は男性に原因があるということ、なかなか男性って治療に結びにくいというお話も聞いていますので、治療してみようという機運につながるということが大きなことなんだろうなというふうに理解をさせていただいて、期待もさせていただくところです。

先ほど申し上げましたけれども、不妊治療、大変時間がかかります。それから、回数も必要です。どうしてもこの日に行かなければいけないという内容もあります。働いている方にとっては、仕事をおいて出ていきにくい、それから、職場でのサポートがないなど、実際に治療に結びつけられるかどうか、これがとても大きな課題だというふうに一方で考えます。経済支援だけでは難しい現状があるというふうに思いますけれども、職場、仕事をしているところとの関係で何か具体的に進めようとしていることがあればお聞かせ

をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 不妊治療について、経済的支援だけでなく、社会づくりというか企業の職場環境づくり、そういうものについての取組ということでございます。

今、日本では夫婦の6組に1組は不妊検査や不妊治療を受けたことがあると言われていています。このような方々で会社に勤められている方の中からは、休暇の理由を職場に説明しづらい、職場の上司や同僚が理解してくれない、不妊治療に専念するため、会社をやめざるを得ないというような声が上げられており、治療のために休むことを阻害するような職場風土が存在していることを非常に残念に思っています。

このため、少子化対策の様々な取組の一環として、男女ともに仕事を続けながら不妊治療が受けられるような職場環境づくりが必要であると考えています。県としては、こうした職場環境の改善に向けて、例えば昨年の春と秋にも国に対し企業における休暇制度の導入を働きかけることを提言してきました。このような中、国においては本年2月に、不妊治療の内容や休暇制度の充実、プライバシーへの配慮といった不妊治療への理解を深めるための「従業員が希望する妊娠・出産を実現するために」というパンフレットが作成されました。また、県では不妊治療への理解を広めるため、医療機関と連携して講演会を開催することとしています。来年度実施を予定している企業子宝率調査については仕事と子育ての両立にすぐれた職場風土を持つ企業について調査を行うこととしていますが、あわせて、不妊治療に対する休暇制度やマタニティ・ハラスメント防止対策などについての実施状況も調査を行い、すぐれた取組の水平展開を図っていきたいと考えています。

また、不妊治療は女性が受ける場合、排卵周期に合わせた通院が求められるため、あらかじめ治療の予定を立てることは困難であり、従業員が治療のために休めるかどうかと悩むことのストレスを取り除いて安心して働けるように取り組むことは会社にとっても重要なことです。そのためには、制度と

風土の両方が重要です。しかしながら、いまだ県内企業においても、そもそも不妊のための休暇制度を整備している企業も少ないのが現状です。

そこで、産業界も参画いただく予定の三重県少子化対策推進県民会議（仮称）等において、例えば不妊治療を目的とした休暇制度の導入、あるいは多目的休暇の取得時間に不妊治療を追加する、あるいは積立休暇の使用理由に不妊治療を追加するなど、不妊治療に対する休暇制度の具体的な充実やそれを活用できる職場風土づくりについて御理解を求めていきたいと考えています。

いずれにしても、不妊治療については、今回の男性や2回目以降の女性追加も含めて、経済的支援のみということではなく、安心して治療を受けることができる職場環境づくりや社会全体としての理解促進など、関係機関と連携して進めていきたいと考えています。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 制度と風土を整えていきたいんだということ、大変うれしく思います。やっぱり国でもそういう動きがあるようですけれども、ぜひ県において、やっぱりこれだけ来年度の三重県経営方針案のトップに上げるわけですから、三重県はそういう意味で大変職場風土づくりが進んでいると本当に思っていたいただけるような、そんな具体の推進をしていただきたいと思えます。

国立社会保障・人口問題研究所2010年調査、もうすぐ2013年調査が出されるんですかね、10年調査によると、不妊を心配したことのある夫婦の割合は31.1%というふうに出ているそうです。実に3組に1組が本当にそのことを心配している。これは前回の調査より5ポイント上がっているというふうに言われていますから、この2013年の調査ではどのぐらいに上がってくるのかなということも大変懸念されるところではあります。

実際に仕事を抜けにくいという話もデータであらわれていまして、東京の話ですけれども、NPO法人Fineというところが治療中の約2000人にしたアンケート結果によると、86.6%の方が、女性ですけれども仕事に支障

を来したことがあるというふうにお答えになってみえます。本当に大きな課題だと思いますので、マタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業等とあわせてこのことも進めていただきたいと思います。

次に、働き方のステージのところ、ハラスメント防止にかかわってお伺いしたいと思います。

マタニティ・ハラスメントという言葉は今もう本当に大きく市民権を得ていると思いますけれども、立教大学社会福祉研究所研究員、長く研究されている女性の杉浦さんという方がみえまして、この方の研究によるとマタニティ・ハラスメントと一口に言っても四つの側面がある。一つは雇用ハラスメント、もうやめたほうがいいよとか、そういう雇用に関するハラスメント。それから、二つ目が身体的ハラスメント、不調を訴えてもなかなか軽減されないというようなこと。実はこの身体的ハラスメントについては、必要な措置や配慮が得られないことで切迫流産や早産になって仕事をやめざるを得ない、これが自己都合退職になるというような目に見えないハラスメントにもつながっているという実態があるというふうに言われています。そして、三つ目は精神的なハラスメント、心ない態度、あるいは言葉なんかで大変傷つく。四つ目は社会的ハラスメントと言われています。働く妊婦さんへの社会からのまなざし、そんな大きなおなかをして働かんでもええやんかとかかわいそうになつたというようなことなんだそうです。このハラスメントについては、個人的な問題だけではない、社会的な、構造的な課題があるなということがよくわかると思います。

このハラスメントにかかわって、2点質問をさせていただきます。

1点目は、来年度事業の中で、新規事業でマタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業というのがありますけれども、具体的にどのような内容で進められようとしているか。

それから、二つ目は、妊娠・出産自体は女性本人にかかわることが大部分ではありますけれども、男性がかかわることについて周囲がどう受けとめているのかということです。例えば、男性が育休をとる、育児短時間勤務やフ

レックス勤務をする、子どもが病気の時、学校の関係で休みをとるようなことに対して、妨げる言動があるのではないかというようなことです。評価や昇進に響くよとか、妻がいるんだから何も君が休むことはないやんかとか、妻に任せておいたらええやんかといった言葉があったり、実際の言葉はなくても言外の圧力のようなものも感じたりすることがあるのではないかと思います。

このマタニティ・ハラスメントに対して、男性に対するハラスメントをパタニティ・ハラスメント、パタニティは父性という意味ですが、パタニティ・ハラスメントというそうですが、私は男女がともに子どもを育てる土壌をつくっていくには、このパタニティ・ハラスメントを何とかすることこそ必要だというふうに思います。このハラスメントに対してどのように取り組まれようとしているのか。

具体の事業の内容と、そしてパタニティ・ハラスメントについてということで答弁をお願いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただいたうちのマタニティ・ハラスメントの事業の内容については担当部長から答弁させますが、私のほうからはいわゆるパタニティ・ハラスメント対策やその考え方について述べさせていただきます。

少子化対策として、男女共同参画の視点から、働く女性が安心して妊娠、出産し、子育てしながら生き生きと仕事を続けていけるよう、女性に対する育児支援だけでなく、男女がともに子育てしていけるよう、男性が育児に参画することができる職場環境づくりへの支援も重要です。しかしながら、議員御指摘のとおり、現状の、例えば男性の育児休業取得率は1.89%にとどまり、男性の育児休業の取得や育児への参画を妨げるパタニティ・ハラスメントも、連合の調査によると11.6%、実に9人に1人が受けています。

私自身も育児のための休暇をいただいたわけですが、これも周囲の皆さんの理解と協力があったので実現でき、大変感謝をしています。一方で、職場



外ではありますけれども、何度か心ない言葉を浴びさせられたこともあります。その瞬間は大変つらい思いもしたこともありますけれども、私はこういう知事という立場ですので、三重県民の方で仕事と家庭を両立しようと頑張ろうとしている男性にとっても女性にとっても、そんな思いをする人が今後出ないようにしたい、そういう思いを改めて強くし、今年度も男性の育児参画に関する様々な事業を展開していこうと考えたわけです。

県では、後ほど部長が説明しますが、マタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業として三つの事業を行うこととしています。その中で、企業の経営者、幹部等へのセミナーや職場での研修会において、男女がともに子育てしていくことの重要性への認識を深め、マタニティ・ハラスメントとあわせてパタニティ・ハラスメントについても理解を促すとともに、社員が支え合う、助け合う、お互いさまの職場風土づくりを支援していきたいと考えています。

いつか自分も似たような立場になるかもしれないからと配慮するお互いさまの気持ちを持つことは、男性も育児参画しやすくなるとともに、介護や本人の病気などにも対応でき、子育て世代だけでなく全ての世代が働きやすい職場づくりにもつながります。

また、本年6月に開催されるファザーリング全国フォーラム in みえで男性の育児参画の機運の醸成を図るとともに、男女共同参画センター（フレンテみえ）で、男性の育児参画に関する講座を開催したり、企業等への出前講座を行うなど、環境整備に取り組んでいきます。

さらに、先ほど不妊治療の部分で述べました企業子宝率調査や県民会議の場を活用した啓発も進めてまいります。

男性も女性も、それぞれのライフステージに応じてその能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画を進めていくことは、少子化対策にもつながるものであるとともに、それぞれの家族の状況を踏まえた対応をそれぞれが自ら選択していける、そういう状態を、一人ひとりがそれを受け入れる、お互い理解することができる、そんな職場や地域が増えていくことが本

当に成熟した地域となっていく過程であり、本当に豊かで幸福を実感できる地域になっていくプロセスなんだと考えております。様々な関係者の御理解と御協力を得ながら、着実に進めていきたいと思っております。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 来年度、マタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業に取り組んでいきますけれども、三つの観点から取り組んでまいります。

一つ目は、女性を活かす職場づくり支援事業ですけれども、これは、企業の経営者あるいは幹部の方を対象といたしまして、雇用機会均等法あるいは育児・介護休業法におけるいろんな規定の遵守、あるいは女性の活躍を進めることの必要性への理解を深めていただくということ、それから、マタニティ・ハラスメントの防止と、妊娠・出産・育児期の社員への支援制度の整備、こういったことを促そうというものでございます。

二つ目は、職場風土づくり支援事業なんですけれども、これは、企業のほうで開催していただきます研修会、こういったものに講師を派遣いたしまして、妊娠あるいは出産に対する従業員の皆さんの理解を深めていただく、そういうことでマタニティ・ハラスメント防止の意識向上を図るとともに、社員の皆さんが支援制度を利用しやすい、そういう職場風土づくりを促していこうというものでございます。

三つ目は、女性のキャリア継続支援事業なんですけれども、これは、妊娠・産休・育休中をはじめとする働く女性を対象といたしまして、関係法令あるいは支援制度などの情報を提供するとともに、先輩のママを交えまして、妊娠、出産後の働き方を語る、そういう女子会を開催して、働き続ける意欲を支援していこうというものです。

こういった三つの視点からマタニティ・ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） ありがとうございます。

11.6%がパタニティ・ハラスメントの経験者である。もしかしたらもっと多いのかな。なぜか。挑戦をした経験がないのでパタニティ・ハラスメントに遭うこともない。そんな気もいたします。やっぱり男性も女性も、それぞれ男性だけに対する、女性だけに対するハラスメントではなくて、お互いにする立場になるんだということをみんなが理解することが一番大事なかなというふうに思いますので、そんな職場風土づくりが具体の取組の中で進められると大変ありがたいなと思います。

先ほど竹内部長の御答弁でも具体のことがいっぱいあったんですけども、私はぜひ管理職の研修の中で、例えば労働基準法あるいは男女雇用機会均等法の中に母性健康管理制度というのがあるはずなので、そこは具体的に何をどうしなくちゃいけないかということをやっぱり制度的にもちゃんと管理職の方が知っていてくださること、それが大変大事なかなというふうに思うんです。思いだけではなかなかいかないところもあるので、具体の法や制度としての理解というのを進めていただきたいなというふうに思います。

個人的な状況だけに集約をしていくとなかなか、仕事が忙しい職場だとかいろんなことの中でハラスメントが起こりがちなのかなというふうに思うんですね。やっぱり、先ほど申し上げたようにこのハラスメントというのはいろんな構造的なものが重なって出てくるものだというふうに理解をしているので、そこを取り除くためにここをするということをきちっと職場の管理職の方が理解することというのは非常に大事だと思いますので、そこを理解していただけるような管理職研修をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

職場の方についても同じです。困っている方や大変な方を助けましょうというだけの研修では気持ちだけの問題になってしまいますのでそれだけでもだめかなというふうに思いますし、一方で、助ける周りの方にはしわ寄せが行くことも事実なんですよね。ありがとうございますというふうに上司が認めることもまた、職場風土をよくしていくために必要なことなのかなというふうに思い

ますので、その辺をぜひ進めていただきたいなというふうに思っています。

育休の話が出ました。1.89%、これが男性の取得率だというふうな話がありましたけれども、ちょっとフリップを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）1.89%とは言われているものの、中身をもっと見ていくと実ははっきりと育休とは言えないようなものもこの中には入っているのではないかということです。育休1日から5日というのが4割、5日から2週間というのが2割、合わせて2週間未満が6割を占めると。雇用保険から育児休業給付金、これは月に20日以上育休を取得した方に支払われるものですが、これを受給した男性はわずかに0.39%しかいないということがわかります。

男性も女性同様、育休取得がなかなか進まないなという気がいたします。ライフネット総研が子どもを持つ男性を対象に行った調査によると、勤務先に育休受け入れムードがあると答えたのは23.6%、4分の1なんだそうです。先ほどの午前中の日沖議員の質問に知事が答えられて、県庁の中では何をするんですかということで何点かずつと挙げられていました。育児関連休暇の取得を推進するんだとか、10%育休取得者を、今もそうだけでも乗せていくんだとか、支え合う環境づくりを進めていくんだ、4段階の上司との面談をしていくんだ、子ども参観なんかもするんだ、いろんな手を打っていただいて大変いいなというふうに思うんです。ぜひ、この県庁自体が県内で最も進んだそういう環境を持つことになることを大変期待しています。職場風土、風土を変えるのは共感の連鎖だというふうにいいますから、その共感が広がることを期待します。

今、新聞でコメントなんかをよく書かれている東レ経営研究所の渥美由喜さんという方がみえますが、その方にお話を聞いたことがあります。

今、企業においては、トップは割と、ワーク・ライフ・バランスとか、それからダイバーシティの推進ということに非常に関心があって、していかなくちゃいけないと思っている。けれども、企業においてですよ、問題になるのはその下の部課長の層だ。彼はこの層を称して粘土層だと言っていました。いろんなことが下に浸透していかない。この粘土層には二つあり、一つ

は紙粘土だ。紙粘土は、例えば自分に娘がいるというようなことで、いろんな経験を見聞きすることで溶けていく。もう一つはかた粘土だ。御自身は超ワーク・ライフ・アンバランスであって、なかなか具体の数値等を上げないと溶けていかない、理解をしない。県庁にいらっしゃる部課長さん方は決して粘土層ではないと思いますけれども、どこか頭の片隅に、自分は今、粘土になっていないかということのを思い描いて進めていただけるとありがたいなというふうに思います。

先日、結婚についてある若い方に聞きました。どうですか、若い層、結婚ってしようと思いますか、相手がいたらできると聞いたら、その方、美容業界の方だったんですけども、こんなふうに言っていました。僕は正規でここで働いているけれども、美容業界というのは明日必要なお金を今日稼いでいるみたいな側面もあって、将来、先行きへの不安みたいなものは漠然とある。結婚はしようと思っているけれども、子どもって言われると何人って持てるかなというふうに思うんやと言うてみえました。

少子化対策のベースというのは、今日、雇用経済部長が答えてみえましたけれども、安心して暮らせるだけの収入とか、将来的な見通しがあるかどうかということだというふうに思うんです。長期のインターンシップなんかはすごく効果的だというお話を先ほどお伺いしましたので、ベースを確固たるものにぜひするように県の施策を進めていただきたいと思います。

それから、もう1点、中村進一議員が代表質問で、子どもの育ちという側面での少子化対策について質問されていたかなというふうに思います。国においては子どもの貧困対策推進法も議員提案ということで成立をしました。その課題もありますので、子ども条例の理念も含めてその少子化対策をば一っと進めていく中で、子ども条例の理念が決して埋もれてしまうことのないように、このことだけは常に念頭に置いてぜひ進めていただきたいと思います。ということをお願いしてこの項を終わりたいと思います。

二つ目は、障がい者雇用についてです。

平成26年度、新たに、アンテナショップカフェ、提案ではステップアップ

カフェ（仮称）を立ち上げるというふうにしていただいています。平成25年度の事業の中でいろんな仕組みづくりの検討をするんだと、それを受けてのカフェづくりということだというふうに思いますけれども、中核を担う場として期待もしているところなんです、このカフェについて何点か質問させていただきます。

まず、一つ目、このカフェの運営の主体は誰が担うのか。独立した経営者を何らかの形で選定するとか、あるいは作業所の共同運営とかいう形ももしかしたらあるのかもしれませんが。カフェの専門家としての力を重視するのか、あるいは障がい者雇用の経験を重視するのか。雇用に関する経験がない場合、ジョブコーチがその支援をするんだと思いますけれども、十分にジョブコーチがその足らざるところを担い切れるのかといった課題も想定されます。どんな形にしろ一回つくったら、人が働く場、かかわっていく場、雇用支援の場ですから、継続することが一番大事なんだろうというふうに思います。また、赤字を補填するために税金を投入し続ける場にしていくということは望ましいことではない、採算をとれる場にしていくこと、これが最も求められるというふうに思いますが、その点を含んでの運営主体について教えていただきたい。

次に、ステップアップカフェで誰が働くかです。津市内の一つの作業所から例えば何名かを募ってくるのか、幾つかのところから1名ずつ、何とか一般雇用に結びつけられるなという方に来ていただくのか、通うことが可能な全てのところにアプローチするのか、また、特別支援学校との関係で、在学中も通いながらその経験を生かして卒業後カフェで就職するというのを考えるのか、また、独自にカフェとして採用をしていくのか。

次に、カフェにおいてどんな仕組み、中間支援機能というものをを持たせるということですので、つくって一般就労に結びつけようとお考えでしょうか。

そこで訓練を受けた人が一般就労等に移行する仕組みをどうやってつくっていくかというのが、このカフェが担うべき一番大きな、一番大切な課題であろうというふうに思います。企業とのマッチングを行うジョブコーチはお

一人です。カフェ機能についてのジョブコーチがお一人ですので、その方の経験等にも左右されるのかもしれませんが。それから、企業での就労継続が難しい場合、カフェを通過して企業に行っていた場合に、もしそこが難しければカフェにもう一回戻ってくるという仕組みはあるのでしょうか。人がどう循環するかということ、これが一番大事だというふうに思いますので、そのことについてお聞きをしたいと思います。

お答えいただく前に一つ御紹介をします。

東京青山に本社を置く株式会社アイエスエフネットというIT関連企業があります。ここは障がい者雇用のために、例えば特例子会社ですとか、ありとあらゆる形態のものを自分の企業グループの中につくって持っています。そこがカフェも運営をしています。今、割と全国展開で9カ所ほどですかね、レストランも含めて持っていच्छるかなというふうに思うんですけども、形やそこにかかわる人は、実は様々です。

一つ目は、福島なんですけれども、今はもうレストランと一体になっていますが、二本松に移行してもらっていますけれども、そこはカフェ独自として採用をしました。知的障がいの方と精神障がいの方を、そこで面接もして、6人最初は採用をしています。コップにお水を注ぐということが難しかった。その支援をするのは全部普通の会社の社員さんだったので、すごい困難をきわめながらやったというお話も伺いました。とはいえ、ITの会社ですからアプリケーション連動型のオーダー処理システム、iPadを使って、それがレジと連動してというようなシステムを使って、できることを最大限に発揮してもらってやっているというようなお話もあります。

それから、愛知県では、特別支援学校の保護者とタイアップをして、この子たちが出た後の働く場をつくりたいということでのカフェの創設ということもやっています。

このような企業グループをカフェの運営主体として導入をするということも選択肢の一つなんだろうというふうに思うんですけども、以上3点ですかね、今後のタイムスケジュールも含めてお答えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） ステップアップカフェ（仮称）の運営主体、働く人、その仕組みということで3点ほど、順次、御答弁を申し上げます。

ステップアップカフェ（仮称）の運営主体につきましては、県内をはじめ広く公募を行いたいと考えております。県民が、障がい者が当たり前にいる姿に接することができる場、県民の障がい者雇用に対する理解を促進する場として安定的に継続運営できるよう、障がい者雇用に対して熱意、高い関心を持つ企業、障がい者の一般就労への支援に対する意識の高い企業、多機能型障がい者就労支援事業所などから、事業の提案の内容を審査して選定していきたいと考えております。

また、障がい者の一般就労への課題といたしまして、障がい者の訓練の場として緊張感があるリアルな体験の場が必要、一般就労へ移行を促進するトレーニングを県内就労支援事業所等と、連携して行ってほしいといった御意見を、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等、障がい者を支える現場の方々からいただいております。このため、ステップアップカフェ（仮称）で働く障がい者につきましては、働く意欲が高く、福祉から就労への移行を目指している障がい者の方々を想定しており、例えば、一般就労への支援に特に意欲的な障がい者就労支援事業所や特別支援学校などとの連携を図りながら実習訓練等に取り組んでいきたいと考えております。

カフェに配置する支援人材につきましては、就労支援事業所等から実習訓練の受け入れ等の調整、主に企業から障がい者雇用についての相談に対応し、適切な支援機関への橋渡し、ブラッシュアップした障がい者就労支援事業所の物品等を企業で取り扱っていただくための働きかけ、障がい者と企業や県民が交流する場づくりなどの役割を担っていただきたいと考えております。

また、ステップアップカフェ（仮称）を通じて一般就労された障がい者につきましては、就労後も安心して働くことができるようフォローアップに取り組み、必要に応じて途切れのない支援が受けられるよう、障害者職業セン



ターや障がい者就業・生活支援センターとの連携を図っていききたいと考えております。

さらに、障がい者雇用を推進するためには県民総参加で取組を進めることが重要であると考えていることから、ステップアップカフェ（仮称）を支える仕組みといたしまして、障がい者雇用の取組についての支援やPRの協力といった企業による支援、県民に幅広く応援いただき、カフェの活用を通じての交流といった障がい者との交流、地域、企業でのイベント等による商品販売の協力といった商品の購入などに取り組む応援組織についても検討していききたいと考えております。

議員から御提案のございましたアイエスエフネットハーモニーは、運営事業者の対象の一つになるのではないかと考えております。また、同社が、障がい者就労支援事業所や特別支援学校など支援機関との連携や、農業と福祉の連携など、地域全体で障がい者雇用を推進する仕組みづくりに取り組んでおられる視点はステップアップカフェ（仮称）の整備に参考となることから、今後、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所、特別支援学校、産業界、労働界等と引き続きしっかりと議論を行い、ステップアップカフェ（仮称）にどのように応用できるかについて検討を進めてまいりたいと考えております。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 丁寧に細かくお答えをいただきました。

運営主体ですけれども、公募をされるということですね。公募する際に、何をやっぱり一番してほしいのかということが応募をしてくる側に伝わるといことが大事だろうというふうに思うんですね。提案をしてこんなことをこうやってやりますということをお聞きになって選ばれるんだと思いますけれども、そこがわかっていないとやっぱり出発点からかけ違えてしまうというふうに思いますので、丁寧にやっていただきたいと思います。

障がい者雇用に理解のある企業というような言い方もされましたけれども、いろいろやっぱり、実際に支援をしてカフェをつくられた方のお話とかも聞



うふうに思いますので、また、その経過なりについても議論をぜひさせていただきたいと思います。

障がいのある方についての訓練で、緊張感あるリアルな場、それは大事やと思うんですね。中に入ってバックヤードでやる方もみえるだろうし、表に出てきて注文をとったり、いろんなことをする方もみえると思います。

実際、自分の息子さんがカフェで働いていますというお母さんから話を聞いたことがあります。一緒にお水を運んだりとか、いろんなことをしているそうなのですが、時々嫌になると寝転んだりしているとかと聞いていましたけれども、それでも頑張っていくと言うと行くって言う、やっぱりそこで頑張っていくことがとても励みになっているというふうにおっしゃっていましたので、ずっと継続をして三重県の中ではこういうカフェがあるというふうにも思ってもらえるようなところをつくっていただきたいなと思います。

このカフェというのは、平成26年度に2500万ほど予算がついていたかなというふうに思うんですが、年度中にオープンをするというような予定というふうに考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○雇用経済部長（山川 進） 平成26年度中にオープンしていきたいと考えております。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

2点目、場所についてです。では、そのカフェをつくるときに、どの場所が一番いいのであるかということです。

今、フレンテみえが候補に挙がっています。見える化を図るとかアンテナショップ機能を持たせるんだというようなことでここを選んでいただいたんだと思うんですね。

先日、三重県総合文化センターに行ったときにフレンテみえの中に入っていて、ここが候補になっているというところも見てきました。ちょっと奥まっているかなと思いますが、行こうと思う方にとっては行き着けるんだと思いますが、あそこを歩いているだけで行き着けるのかなと少し心配になっ

たような次第です。

たまたまその場所に来て初めてのお客さんが立ち寄るとか、県民の意識向上のためにオープンで接しやすいところにあるという理念とは少し離れているのかなというふうにも思いますが、このフレンテみえを選定した理由についてお聞きしたいと思います。お願いします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 県では昨年5月、県内の約1万事業所を対象に障がい者雇用実態調査を実施いたしました。障がい者雇用を進める上での課題といたしまして、約75%の企業が障がい者に適した仕事を見つけるのが難しい、約25%の企業が障がい者雇用についての従業員や取引先の理解が必要という結果が出ております。また、平成21年度の前回調査の雇用に当たっての課題も、約80%の企業が会社内に適当な仕事があるか、約20%の企業が社内において障がい者についての理解、知識が得られるかとなっており、課題は変化しておりません。

このことから、障がい者雇用を進めるには企業の理解、県民の理解が一番重要で、障がい者が当たり前働いている姿を県民や企業の方々に理解していただくことが重要だと考えております。

三重県総合文化センターは、ステップアップカフェ（仮称）を整備するフレンテみえのほか、三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県立図書館があり、4月には三重県総合博物館が近くにオープンいたしました。年間約120万人の方々が施設を利用されることが見込まれております。

また、フレンテみえの施設稼働率は非常に高く、様々な文化事業のほか企業を対象としたセミナーや研修会が多数開催されているなど、多様な集客が見込める場所であると考えております。ステップアップカフェ（仮称）は、単に障がい者の職業訓練の場というだけではなく、多様な県民が集い、障がい者の交流などを通じて障がいに対する理解を深め、誰もが働きやすい環境づくりをすることも必要であることから、多様な県民が集まる三重県総合文化センターは設置場所にふさわしいのではないかと考えております。

以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 120万人の方が見えるのでここはふさわしいのではないかと、どこを見ても100%という場所はきっとないであろうというふうに思いますので、多くの方に来ていただける可能性をやっぱり探ったときにここになったということなんだろうというふうに思うんですね。

私はここが一番いいかどうかという判断は自分ではようしませんけれども、そうであるならここにカフェがあるということをはっと来た方でも本当にわかるという仕組みというのをつくるのが絶対に必要やというふうに思いますので、そのあたりのPR、それから、あの前にどうやってカフェがあるということ置くのかというようなこともあわせてお考えをいただけたらなというふうに思います。

もっとやりとりをしたいと思いますが、最後の項がありますので、次に進めさせていただきたいと思います。

さっきお話しさせていただいた株式会社アイエスエフネットのことですけれども、例えば、一般就労だけにかかわらずに、こんな仕組みをそこはつくっています。一つ御紹介をさせていただきます。

（パネルを示す）沼津にあるビルを1棟借り上げて、1階だけは違うところが入っていましたけれども、2階から6階に全部自分のグループ企業等が入っています。一般の企業のところもあるし、例えば、ここはハーモニーという特例は入っていないですけれども、A型とかB型とか、そういうところも入っています。人がこの中で循環をする仕組みをつくっています。例えば、頑張っただけはあそこに行ってやりたいなという気持ちを持つ人が、場所が変わるとやっぱり一からそこへ通うことをしなければいけませんから、同じ場所にあるということは非常にハードルが低いんですね。次にあれがやりたいというような意欲を喚起する場所としては大変おもしろいというか、有効な取組だなというふうに思っていました。

2階にあるレストランは、バックヤードで働いているんです。まだ野菜な

んかに関しては地元のものを使うということで契約を結んでいるんですけども、行く行くは農園をつくって、そこで障がいのある方も働いて、そのレストラン、バイキング形式なんですよ、それをやりたいなというような、どんどん事業が膨らんでいく、雇用がきつと進んでいくんだろうなというふうを感じさせていただくような場所でした。

現在、福祉から就労へというふうには言われていますけれども、実際にはほとんど前進が見られないような現状があるんじゃないか、企業での労働雇用か福祉施設での福祉的就労しか選択肢がない場合も多いなというふうに思います。お母さん方に話を聞いても、ここと合わない気がするけれども、でも、ここをやめてしまったら次がないんじゃないかといつも心配なんです、そんなふうにも言ってみえました。福祉的就労から一般就労までつながっていくように、総合的に取り組んでいく必要があるというふうに思いますけれども、今後の具体の取組等について何かお考えのことがあればお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 福祉的就労から一般就労につながっていくような総合的な取組が必要だという御質問でございます。まず、改めて現状認識を申し上げますが、障がい者が精神的、経済的に自立して地域社会で生活していくためには継続して就労していくことが必要ですが、十分な支援を受けながら就労できる企業は少ない現状でございます。

また、一方で、多くの障がい者が在籍しております就労継続支援事業所などでの福祉的就労はあくまでも訓練の位置づけであり、工賃も低いことから、障がい者の自立には至りにくい状況にあります。

このため県では、これまでの就労に向けた支援に加え、一般就労や福祉的就労ではない新たな働き方である社会的事業所の設置を支援するため、平成26年度に補助制度を創設することとしております。

この社会的事業所は、障がいのある人もない人も対等な立場でともに働くことを理念としまして、作業能力はあるものの対人関係や健康管理等の理由

により現時点では一般就労できないでいる人などを雇用することを目的とした事業所です。また、この社会的事業所から一般就労への移行や、逆に一般企業での就労になじめなかった障がい者などの受け皿としての機能についてもあわせ持つこととなると考えております。

今後とも関係部局と十分な連携の上、障がい者の就労の場の確保や多様な働き方の展開がさらに進んでいくよう取り組んでまいります。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 社会的事業所への補助、設置に対する補助をしていくんだということをお聞かせいただきました。そして、一般就労に行ったらけれどもちょっと難しいなという方と行きつ戻りつするような、そういう仕組みが社会的事業所をつくることでできるのではないかということだったと思います。

私もこの仕組みには大変期待をさせていただくところですし、心配なく次のステップに行ける、でも、行ったらけれども少しやっぱり戻りたいなと思うときに戻っていく場所があるということというのはすごく大事やと思いますので期待もさせていただきたいですが、実際この社会的事業所が、三重県内でどんなものがどうやってできていくかということが課題だというふうに思うんですね。

去年の6月ですけれども、障がい者雇用の拡大を推進するという一方で、新潟においては、新潟市と、そしてこのアイエスエフネットグループと、にいがたパイロットクラブ、これは脳疾患の方を支えるボランティア組織なんです、この3者が協働して進めようというふうにして協定を結んでやっているというような例もあります。

まさに今後進むべき方向と一致しているなというふうに思いますし、いろんな自治体がそういう企業グループと協定を結んで進めようとしているということも今たくさんありますので、そういうことも、ぜひ三重県としてもお考えをいただけたらなというふうに思うんです。

川崎市の例を申し上げますと、障がいのある方だけではなく、生活保護受給者の方、生活困窮者や障がいのある方も含めて、就労困難な方が自

立できるようにということで連携をして取組を進めていこうということも行われています。半官半民で雇用創出専門企業を立ち上げている、そんなこともありますので、そのあたりも三重県としてもお考えいただけたら。

企業が雇うべき障がい者の範囲を、精神障がい者も雇うようにということで、2018年から義務づけになりますね。企業については5年間の猶予はあるようですけれども、でもそういう流れ。あるいは、2015年4月には生活困窮者自立支援法が施行されて、その中で、ひきこもりの方とか、ちょっと難しいな、ぽっと働くのが難しいなという方の支援というのもますます自治体にも求められてくるところです。ですので、先進的なそういう企業グループと協定を結んでノウハウを全部いただくという方法もありだというふうに思いますので、そのこともあわせてぜひお考えいただけたらなというふうに思います。

今、申し上げた全てのことは、私小島個人の思いというよりは、障がいのある方とか、それから就労困難な方、私が接した若者の中でも、一旦働いたけれども残念ながらメンタルを病んでやめざるを得なかった、そういう若者もいます。次、働けるかという心配も大きく持っています。そして、その親御さん方、そんな方の思いを全て含めた要望だと、お話だというふうに受けとめていただければありがたいと思います。

では、時間になりました。これで一般質問を終結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 休 憩

○副議長（前田剛志） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

---

午後3時2分開議



## 開 議

○議長（山本 勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委 員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第2、議案第1号、議案第2号及び議案第20号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。貝増吉郎予算決算常任委員長。

〔貝増吉郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（貝増吉郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第1号平成25年度三重県一般会計補正予算（第7号）外2件につきましては、2月21日に開催された当該の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

議案第1号、議案第2号及び議案第20号の3件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

## 請 願 の 審 議

○議長（山本 勝） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する戦略企画雇用経済常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

請願第44号T P P（環太平洋連携協定）交渉についてを起立により採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

## 意 見 書 案 審 議

○議長（山本 勝） 日程第4、意見書案第1号T P P（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に関する意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明26日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明26日は休会とすることに決定いたしました。

2月27日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時8分散会